# 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2025年10月23日

【事業年度】 第14期(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

【会社名】リンカーズ株式会社【英訳名】Linkers Corporation

 【代表者の役職氏名】
 代表取締役社長
 前田 佳宏

 【本店の所在の場所】
 東京都文京区後楽二丁目 3 番21号

【電話番号】 03-6822-9585

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理本部長 江頭 宏一

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽二丁目 3 番21号

【電話番号】 03-6822-9585

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理本部長 江頭 宏一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1【主要な経営指標等の推移】

### (1) 連結経営指標等

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		2021年7月	2022年7月	2023年7月	2024年7月	2025年7月
売上高	(千円)	-	-	-	-	1,360,735
経常損失( )	(千円)	-	-	-	-	428,433
親会社株主に帰属する当期純損失()	(千円)	-	-	-	-	548,214
包括利益	(千円)	•	-	-	•	548,214
純資産額	(千円)	•	-	-	•	1,117,754
総資産額	(千円)	-	-	-	-	1,363,674
1株当たり純資産額	(円)	-	-	-	-	81.01
1株当たり当期純損失( )	(円)	-	-	-	-	39.78
潜在株式調整後 1 株当たり当 期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	-	-	-	-	82.0
自己資本利益率	(%)	-	-	-	-	-
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	-	-	-	•	227,769
投資活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	1	-	1	ı	100,930
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	9,996
現金及び現金同等物の期末残 高	(千円)	-	-	-	-	912,518
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	102 (12)

- (注)1.第14期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
  - 2.第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
  - 3. 第14期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
  - 4. 第14期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
  - 5.従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者数(アルバイト(1日8時間換算)及び人材会社からの派遣社員を含む)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

# (2)提出会社の経営指標等

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		2021年7月	2022年7月	2023年7月	2024年7月	2025年7月
売上高	(千円)	1,419,136	1,412,575	1,607,768	1,464,541	1,091,766
経常利益又は経常損失()	(千円)	252,503	63,532	80,223	124,130	334,645
当期純利益又は当期純損失 ( )	(千円)	183,305	49,010	102,170	200,744	384,422
持分法を適用した場合の投資 利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	100,000	100,000	237,338	245,065	249,165
発行済株式総数 普通株式 A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式 D種優先株式	(株)	7,065 2,222 813 900 1,270	12,270,000	13,638,000 - - - -	13,747,000 - - - -	13,797,000
純資産額	(千円)	1,417,202	1,466,212	1,843,059	1,657,768	1,281,546
総資産額	(千円)	1,793,452	1,715,498	2,083,161	1,845,589	1,521,215
1株当たり純資産額	(円)	10.56	119.50	135.14	120.59	92.89
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額)	(円)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失( )	(円)	14.94	3.99	7.70	14.62	27.89
潜在株式調整後 1 株当たり当 期純利益	(円)	-	-	7.57	-	-
自己資本比率	(%)	79.0	85.5	88.5	89.8	84.2
自己資本利益率	(%)	13.8	3.4	6.2	-	-
株価収益率	(倍)	-	-	43.27	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	1	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	631,046	63,141	66,386	14,543	-
投資活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	86,806	117,494	83,737	141,251	-
財務活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	59,511	30,836	223,222	25,216	-
現金及び現金同等物の期末残 高	(千円)	1,408,738	1,197,266	1,403,138	1,251,215	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	71 (15)	79 (16)	80 (14)	89 (18)	79 (12)
株主総利回り	(%)	-	-	-	60.7	55.0
(比較指標:配当込みTOPIX)	(%)	( - )	( - )	( - )	(123.1)	(132.9)
最高株価	(円)	-	-	627	336	238
最低株価	(円)	-	-	244	168	124

- (注) 1. 第14期より連結財務諸表を作成しているため、第14期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
  - 2 . 持分法を適用した場合の投資利益については、第13期以前は関連会社を有していないため記載しておりません。また、第14期は連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。
  - 3.2022年6月13日開催の取締役会決議により、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款で定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年6月30日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、2022年6月30日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
  - 4. 第10期の1株当たり純資産額については、優先株式の払込金額を控除して算定しております。
  - 5 . 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
  - 6.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第10期及び第11期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、第13期及び第14期は潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
  - 7. 当社株式は、2022年10月26日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から第12期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
  - 8. 第13期及び第14期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
  - 9.株価収益率については、第11期までは当社株式は非上場であるため、第13期及び第14期は1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
  - 10.従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者数(アルバイト(1日8時間換算)及び人材会社からの派遣社員を含む)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
  - 11.当社は、2021年11月12日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、また、2022年7月2日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。そのため、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算出しております。
  - 12. 第10期から第12期の株主総利回り及び比較指標については、当社株式が2022年10月26日付で東京証券取引所 グロース市場に上場したため、記載しておりません。
  - 13.最高株価及び最低株価は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。なお、当社株式は2022年 10月26日付で同取引所に上場したため、それ以前の株価については記載しておりません。

# 2【沿革】

年月	沿革
2011年9月	各産業で働く人を対象にしたSNSサイトの運営を目的として、東京都世田谷区にDisty株式会社を資
	本金4,000千円で設立(2012年7月にビジネスSNS「Distty」の提供を終了)
2012年 4 月	本店を東京都渋谷区に移転
2012年 4 月	社名をDistty株式会社に変更
2012年 6 月	一般社団法人東北経済連合会(東経連ビジネスセンター)と業務提携
2013年 4 月	本店を宮城県仙台市青葉区に移転し、本社オフィスを東京都千代田区霞が関に開設
2013年10月	技術探索サービス「eEXPOソーシング(イーエキスポソーシング)(現「Linkers Sourcing」(リ
	ンカーズソーシング))」の提供を開始
2014年 1 月	本社オフィスを東京都千代田区永田町に移転
2015年 4 月	社名をリンカーズ株式会社に変更
2015年 4 月	本社オフィスを東京都千代田区霞が関に移転
2017年2月	本社オフィスを東京都中央区日本橋本町に移転
2017年 6 月	グローバル技術リサーチサービス「Linkers Research(リンカーズリサーチ)」の提供を開始
2018年 1 月	金融機関向けマッチングシステム「Linkers for BANK(リンカーズフォーバンク)」の提供を開始
2018年 3 月	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の国際規格である「JIS Q 27001:2014(ISO/IEC
	27001:2013)」を取得
2018年12月	│ 個人情報保護マネジメントシステム(プライバシーマーク)の日本産業規格である「JIS Q │ 15001:2006」を取得
2019年 6 月	13001.2000」を取得   用途開拓サービス「Linkers Marketing(リンカーズマーケティング)」の提供を開始
2020年6月	調達支援サービス「Linkers Trading(リンカーズトレーディング)」の提供を開始
2020年 8 月	調達又援り一とストビITIKETS Trading(リンガースドレーティング)」の提供を開始   サービスプロモーション支援サービス「TechMesse Academy(テックメッセアカデミー)」の提供
2020年7月	サービスプロモーション支援サービス・Techmesse Academy(デックスッセアカデミー)」の提供   を開始
2020年11月	これがら   本社オフィスを東京都文京区後楽に移転
2021年2月	本店を東京都文京区に移転
2021年 2 月	   事業会社向けマッチングシステム「Linkers for Business(リンカーズフォービジネス)」の提供
	を開始
2021年10月	「Linkers Research」用アプリ「Linkers Research Clip(リンカーズリサーチクリップ)」の提
	供を開始
2022年10月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2024年 8 月	リサーチ事業を分社化し、株式会社リンカーズOI研究所を連結子会社として設立
2024年 8 月	技術トレンド分析サービス「Linkers Trend Map(リンカーズトレンドマップ)」の提供を開始

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社及び当社の連結子会社である株式会社リンカーズ01研究所の2社で構成されております。 当社グループでは、「マッチングで世界を変える」というミッションのもと、企業と企業の出会いのあり方を見直 し、従来の産業構造では成し得なかった最適な出会いを提供することで、多くのイノベーションを生み出す産業のし くみを国内外に築き、産業全体の生産性を最大化するための連携のハブとなる企業を目指すために、ものづくり企業 のあらゆる探索等の課題に対して、マッチングプラットフォームの運営を中心に課題解決のサービスを提供しており ます。

当社においては、中核事業であるビジネスマッチング事業として、開発段階におけるニーズ起点のマッチングを手掛ける技術探索サービス「Linkers Sourcing」、シーズ起点のマッチングを手掛ける用途開拓サービス「Linkers Marketing」を中心とした自社運営マッチングサービスと、金融機関向けのビジネスマッチングシステム「Linkers for BANK」、同じく事業会社向けのビジネスマッチングシステム「Linkers for Business」を運営するSaaS型マッチングサービスを提供することで、多様なマッチング機会を創出しております。

また、連結子会社である株式会社リンカーズOI研究所は、研究段階における技術ニーズ・シーズの調査を手掛け、その企業が取り組むべき技術テーマや技術課題の顕在化を行う「Linkers Research」をリサーチ事業として提供しております。

これら一連のサービス提供を通じて、ものづくり企業の研究から開発に至るまでの各プロセスにおける課題解決をワンストップで支援することで、ものづくり企業のイノベーションを促進する価値創出を行っております。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

#### ビジネスマッチング事業

- (1) 自社運営マッチングサービス
  - a. <sup>r</sup>Linkers Sourcing<sub>J</sub>

#### イ.サービスの内容

「Linkers Sourcing」は、大手企業を中心とした技術課題を抱えた発注企業と、ものづくりに特化した全国の中堅・中小企業等を引き合わせる技術探索サービス(注1)であります。新たなイノベーションや技術を産み出すことで他産業へも波及効果を持つ、日本のGDPの2割前後を占める製造業(注2)を中心としたものづくり企業の活性化を目的としております。

当社が提供するマッチングプラットフォームは、当社が蓄積してきたビジネスマッチングデータを活用したAI(注3)マッチング、受注候補企業の自薦、及び地元企業に密着・支援している産業コーディネーター(注4)からの推薦による、現場の暗黙知情報(注5)を含めた網羅的な受注候補企業の抽出と選定を実現し、ニッチな案件も含めてマッチングを可能(成約率約53.1%(注6) 2022年8月~2024年7月までの平均値)とした、ものづくり系マッチングサービスとなります。

また、「Linkers Sourcing」は、サービスを利用する発注企業との間でのみ、案件探索時に 基本利用料が、面談ないしは成約に至った場合に 成果報酬(面談)、 成果報酬(成約)がそれぞれ収益として発生いたします。

# 口.サービスの特徴

「Linkers Sourcing」の具体的な特徴としては、以下が挙げられます。

1. 各地域の企業や研究機関をよく知る産業コーディネーターの紹介による受注候補企業 全国の地方自治体、地域金融機関、中堅・中小企業支援機関、商工会議所、大学などに所属する産業 コーディネーターが登録されております。これまでものづくりに知見を有する産業コーディネーターを 介して、多数の有力な受注候補企業の獲得がなされており、受注候補企業が保有する独自技術やその特 徴等を当社データベースとして活用することで、新商品、新規事業開発などにおける大手企業(発注企 業)のニーズを満たすものづくりに特化した有力企業等(受注候補企業)を、網羅的に複数探索するこ とが可能となります。

# 2. 多様なマッチング手段の提供

当社グループのマッチングプラットフォームには、過去に手掛けた「Linkers Sourcing」の探索によりアカウント登録された受注候補企業の法人情報と、過去のマッチング情報がデータベース化されております。現在も当社が案件探索を行う都度、案件の受注候補となる企業を探し、登録を促すなどしてデータベースの拡充を図っております。

これにより、当社から配信する探索案件情報に対して、自らエントリーする自薦制度以外にも、当社がこれまでの探索プロセスにてネットワーク化したものづくりの企業を中心とした法人データベースを活用し、AIマッチングにより抽出した受注候補企業や、当社の事務局自らが探索した受注候補企業にエントリーを促すことが可能になります。

「Linkers Sourcing」の探索を通じて当社に蓄積された知見を掛け合わせることで、複数の探索プロセスを提供することが可能となり、更にはマッチング機会の最大化を図ることが期待できます。

「Linkers Sourcing」における候補企業アカウント数の累計の推移は、以下のとおりであります。

(単位:社数)

					•				
			2024年	7月期			2025年	7月期	
	区分	第1	第2	第3	第4	第1	第 2	第3	第4
		四半期							
候補企業 アカウント数	登録数	192	126	136	150	102	101	136	83
( )	累計	19,738	19,864	20,000	20,150	20,252	20,353	20,489	20,572

<sup>「</sup>Linkers Sourcing」でのマッチング候補先の企業数を指します。

## b. <sup>r</sup>Linkers Marketing」

# イ.サービスの内容

「Linkers Marketing」は、当社独自の企業ネットワークを活用して、当社が提供するマッチングプラットフォームにて、発注企業が保有する技術・製品を必要とする会社との面談機会創出の支援を行う技術・製品の用途開拓サービスとなります。

また、「Linkers Marketing」は、サービスを利用する発注企業との間でのみ、案件探索時に 基本利用料が、面談に至った場合に 成果報酬(面談、最大6社分)がそれぞれ収益として発生いたします。

#### 口.サービスの特徴

「Linkers Marketing」の具体的な特徴としては、以下が挙げられます。

## 1. 技術課題を抱えた大手企業との商談機会の創出

「Linkers Marketing」は、「Linkers Sourcing」と同一のマッチングプラットフォームにて提供するサービスとなります。当社は、「Linkers Sourcing」を通じて、これまでに約2,000案件(2025年7月末日現在)の技術パートナー探索を手掛けていることから、「Linkers Sourcing」のマッチングプロセスを通じて培ってきた企業ネットワークは、大手企業から中堅中小企業まで幅広い接点を有しております。

特にものづくりに特化したサービスという背景もあり、当社グループの企業ネットワークは各社の技術部門と接点を有しております。そのため、「Linkers Sourcing」とは対照的に、「Linkers Marketing」を利用する発注企業は、ものづくり分野の大手・中堅企業の技術部門との面談に繋がることが多く、新技術のマーケティングを実現することが可能となります。

# 2. 顧客との商談を創出

当社グループは、主に「Linkers Sourcing」のサービス利用があり、大手企業の新技術への関心が高い技術者に向けて、継続的に当社から技術シーズ情報配信の案内を行っております。

これにより、情報配信先への登録を促してそのネットワーク化を図ってきており、これまでにその登録企業は600社以上(2025年7月末日現在)に及んでおります。

これらの登録企業に向けて技術シーズ情報を配信することで、受信した技術者を通じて大手企業内での技術情報の共有がなされるケースが多いことから、商談機会の創出が期待できます。

「Linkers Sourcing」及び「Linkers Marketing」における探索案件数の推移は、以下のとおりであります。

(単位:件)

			2024年	7月期		2025年 7 月期			
	区分	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4
		四半期	四半期	四半期	四半期	四半期	四半期	四半期	四半期
探索件数	件数	63	46	43	31	22	26	31	21
( )	年間合計	183				100			

<sup>「</sup>Linkers Sourcing」及び「Linkers Marketing」での案件探索の合計となります。

また、「Linkers Sourcing」及び「Linkers Marketing」における取引社数の推移は、以下のとおりであります。

(単位:社数)

			2024年	7月期			2025年	7月期	
	区分	第1四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
取引社数	登録数	26	11	14	6	9	6	9	4
( 1)	累計(2)	670	681	695	701	710	716	725	729

- 1 「Linkers Sourcing」及び「Linkers Marketing」での発注実績のある企業数を指します。
- 2 取引社数の累計数は、「Linkers Marketing」のマッチング候補先としての規模感を表す参考値として記載しております。

#### (2) SaaS型マッチングシステム

「LFB (Linkers for BANK / Linkers for Business)」

#### イ.サービスの内容

「LFB」は、「Linkers Sourcing」のマッチングプラットフォームをベースに開発したSaaS型ビジネスマッチングシステム(注7)となります。地域金融機関、及び事業会社が取り扱うビジネスマッチングの案件登録・進捗管理・情報共有を一元管理することで、ビジネスマッチングの効率化を図るとともに、案件情報の全体での共有とマッチングのノウハウ等のナレッジ共有を実現することによるマッチングの成約率向上に特化したサービスであります。金融機関向けには「Linkers for BANK」を、事業会社向けには「Linkers for Business」を提供しております。

また、「LFB」は、導入機関との間でシステムの導入時に 導入支援料が収益として発生するとともに、サービス利用開始から 月額利用料が契約期間に従って継続的に収益として発生いたします。

#### ロ.サービスの特徴

「LFB」の具体的な特徴としては、以下が挙げられます。

1. システムによる業務効率化とコンサルティング支援を組み合わせたハイブリッド型マッチングプラットフォーム

従来、地域金融機関等では行職員にて案件情報が属人的に管理されているなど、情報の非対称性が課題となっておりました。「LFB」を導入することで情報の一元管理が可能となり、より多くの行職員間での情報共有が適切になされます。

行職員間で過去のマッチング事例やノウハウが共有されることから、地域金融機関等の顧客が持つ、売りたい(又は買いたい)商材やサービスを、より多くマッチングする機会を創出することが期待できます。

また、案件や顧客情報を一元管理し、同意書や請求書の処理をオンライン化することで、管理工数の 大幅な削減が可能となり、削減分の時間を営業活動に充てられるため、より多くの商談創出が可能にな ります。

さらに、営業フロー構築、データ分析、ビジネスマッチングセミナー、業種別ソリューション分析など、導入後も成果を出し続けるための多彩な支援メニューを実装していることから、営業担当者のスキル底上げや提案力向上を通じ、機関全体での成果最大化の実現が期待できます。

「LFB」導入機関にて創出された商談数(1)の推移は、以下のとおりであります。

(単位:件)

		2024年	7月期		2025年7月期			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
発生商談数 (2)	20,194	22,592	21,929	26,449	24,740	30,225	28,828	32,586

- 1 「Linkers for BANK」導入機関内で発生したビジネスマッチングの商談数であり、「Linkers for BANK」導入により創出されたマッチング案件の推移を示したものであります。
- 2 「Linkers for BANK」全導入機関の商談数

#### 2. 様々なマッチング手段を用いて多くの商談を創出

「LFB」は、「Linkers Sourcing」及び「Linkers Marketing」を提供している当社のマッチングプラットフォームとシステム連携することが可能であり、全国規模のデータベースを活用したマッチングの実現及び販路開拓案件への対応が可能となります。

また、「Linkers for BANK」を導入している金融機関は、従来、財務データや担保・保証による定量評価での融資が中心でありましたが、本システム導入に伴いビジネスマッチングのノウハウを蓄積することで、取引先企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価して行う融資、すなわち「事業性評価」を行うことが期待できます。

「LFB」の導入機関数累計の推移は、以下のとおりであります。

(単位:機関)

		2024年	7月期			2025年7月期			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	
導入数 ( )	3	2	1	8	-	1	2	2	
導入累計()	36	38	39	47	47	46	48	50	

<sup>「</sup>Linkers for BANK」及び「Linkers for Business」の導入数

#### 3. 広域連携と成果創出の加速

「LFB」は、単一機関内のマッチングを超えて、他の「LFB」利用機関との広域連携により全国規模での案件共有・商談創出を可能にします。これにより、地域内で解決できない課題にも対応可能となり、取引先の販路を全国に拡大することが期待できます。

広域連携を開始した機関では、紹介依頼数や商談数、成約数が増加するなど、着実に成果が拡大しているとともに、利用機関同士による事例共有やユーザー会を通じた情報共有により、継続的な成長が可能となります。

# (3) その他サービス

#### a. 「TechMesse Academy」

# イ・サービスの内容

先端技術の動向や、オープンイノベーション(注8)に関心がある聴講者に向けて、企業が手掛ける知識やノウハウなどを「伝える」「学ぶ」をコンセプトに、企業が保有する技術やサービス、自治体並びに外郭団体等が支援している企業が保有する技術やサービスのプロモーション活動等を支援する集客型のイベント運営サービスとなります。

「TechMesse Academy」は、セミナー等のイベント支援の完了時に、イベント支援内容に応じて発注企業と契約を締結した契約額に基づいて収益が発生いたします。

# 口.サービスの特徴

「Linkers Sourcing」や「Linkers Marketing」の探索等でネットワーク化した、当社が保有するものづくりに知見や興味を有する技術者をデータベースとして活用し、技術やサービスに関するセミナー等のイベントの案内をすることで、広告出稿や展示会出展ではなかなかリーチできない企業のキーマンや、オープンイノベーション又は先端技術に関心のある技術者の集客が可能となります。

#### b. 「Linkers Trend Map」

### イ・サービスの内容

「Linkers Trend Map」は、数万件に及ぶ論文や特許情報をAIとリサーチャーの知見を活用して分析・可視化することで、研究開発や事業企画に役立つ技術インサイトを提供するサービスとなります。

EV・カーボンニュートラルなどのトレンド把握、競合ベンチマーク、加工技術の調査、新素材の用途探索など、幅広いテーマに対応し、目的に沿った検索式でデータ抽出を行って、独自のカテゴライズ手法で技術動向を明確化します。得られた分析結果は、戦略立案や製品開発の意思決定に活用することが期待できます。

「Linkers Trend Map」は、成果物の検収時に契約額に基づき収益が発生いたします。

#### ロ.サービスの特徴

「Linkers Trend Map」の最大の特徴は、「AIによる大規模分析」と「リサーチャーによるファクト精査・示唆出し」を組み合わせるハイブリッド型手法となります。

AIが見落としがちな関連性や技術トレンドを網羅的に検出し、リサーチャーが目的に即した観点で品質を担保、分析視点は用途・技術・素材など自由に設計でき、数万件に及ぶ文献に対応が可能です。

ステップごとの詳細分析やカスタム調査にも対応し、「Linkers Research」との連携により深掘りも可能となります。

### リサーチ事業

#### リサーチサービス

a. Linkers Research

# イ.サービスの内容

「Linkers Research」は、企業が新規事業やマーケティングを行うにあたって直面する研究パートナーや技術パートナーの探索、新規事業検討、R&D(注9)のテーマ検討のための技術ベンチマーク調査、及び出資先や提携先検討のための有力企業発掘など、企業が抱える様々な課題、情報の取得困難性に対して、技術専門性のあるリサーチャーが調査結果をまとめたレポート等を提供するサービスとなります。

「Linkers Research」は、成果物の検収時にそれぞれの契約額に基づき収益が発生いたします。

### 口.サービスの特徴

「Linkers Research」は、企業の新規事業検討やR&Dのためのテーマ検討の技術ベンチマーク調査など、研究・技術パートナー探索に対するニーズやフォーカスに応じて、以下のようなサービスを提供しております。「Linkers Research」を通じて創出した新規事業のテーマに対して、当社が提供する「Linkers Sourcing」や「Linkers Marketing」を活用することで、更なる深耕が期待できます。

「Linkers Research」においては、各専門分野に精通したリサーチャーと契約を締結してネットワーク化することで、企業からの様々なテーマ設定に対して対応することが可能となります。

また、実際の調査受注時には、リサーチャーネットワークに属する外部のリサーチャーに、単品テーマやフォーカスを絞った企画等の情報収集を委託します。その成果物は、当社内のリサーチャーが専門家視点で重要な技術情報の目利きを行い、統一化された粒度で技術情報を整理する分業体制を構築することで、調査成果物の品質管理と納期等のプロジェクト管理の両立が可能となっております。

# 1. 一般リサーチ

企業が関心のある技術領域に関して、それぞれの調査テーマ・フェーズに適合した情報ソース、調査 範囲、対象及び調査項目等の要件を定義して、調査を行っております。

# 2. マルチクライアントリサーチ

当社グループが独自の視点で選択した特定の時節テーマや先端技術等の調査テーマにおいて、複数の企業に参加を募り、その調査結果を参加企業に限定して提供しております。複数企業に参加いただくことで費用負担を軽減しつつ、多くの調査結果を得ることが可能となります。

#### 3. カスタマイズリサーチ

顧客の課題に合わせて個社別にカスタマイズした調査アウトプットを提供しております。例えば、技術を活用した新規事業を立ち上げる際の市場動向調査、法規制動向調査、技術の競争力の考察など、幅広いテーマに対応しております。

「Linkers Research」における調査案件数の推移は、以下のとおりであります。

(単位:件)

			2024年	7月期		2025年 7 月期			
	区分	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4
		四半期	四半期	四半期	四半期	四半期	四半期	四半期	四半期
調査件数	件数	59	80	117	42	44	63	83	38
( )	年間合計	298					22	28	

一般リサーチ、マルチクライアントリサーチ、及びカスタマイズリサーチにおける受注件数の合計となります。

## b. 「Linkers Research Clip」

#### イ・サービスの内容

「Linkers Research Clip」は、「Linkers Research」にて作成したレポート等を、簡単に社内共有できるサービスであり、調査横断のテキスト検索や、社内の技術情報への興味の可視化など、調査結果を活用することが可能なWebアプリとなります。

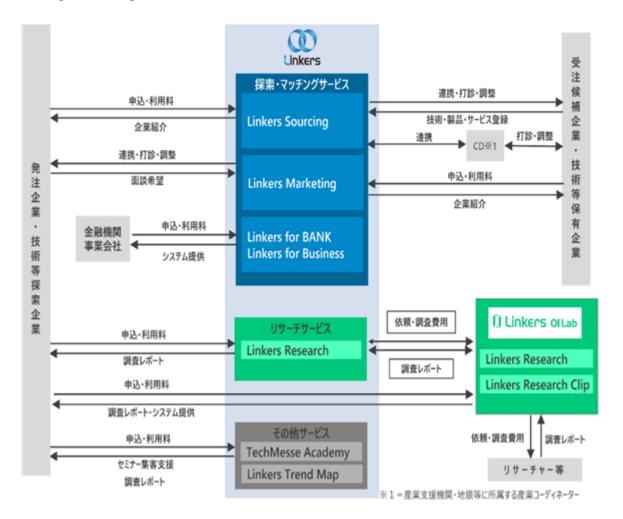
2025年7月期より、「Linkers Research Clip」は、「Linkers Research」の付随サービスと位置付け、マーケティングツールに用途を転じたことから、無償での提供に変更しております。

#### ロ.サービスの特徴

「Linkers Research Clip」は、これまでExcelやPDF等のファイルとして提供してきた「Linkers Research」のレポート等を閲覧するためのWebアプリとなります。アプリ内のデータベースに蓄積した技術情報を、複数の条件やフィルタで検索した検索結果をカード形式で表示することで、効率的に各技術情報を把握することが期待でき、また、調査結果の共有を行うことで、調査結果の活用や可視化、調査結果に対する個々人の興味情報のトレンド分析が可能となります。

- (注) 1.発注企業の技術課題を解決できる技術を保有する企業を探索して、マッチングを行うサービスを指しております。
  - 2. 令和5年12月25日 内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部『2022年度(令和4年度)国民経済計算年次推計』
  - 3 . Artificial Intelligenceの略で、人工的に作られた知能を持つコンピュータシステムやソフトウエアを指しております。
  - 4. 当社が提供する探索・マッチングサービスにおいて、受注候補企業等の推薦を行う情報提供者を指しております。
  - 5. 個人的な経験や勘などに基づく他人に説明することが難しい知識のことで、経験やノウハウを指しております。
  - 6.発注企業と受注候補企業との間で個別契約等が締結されるなどの成果が発生し、発注企業によりマッチングプラットフォーム上でマッチング成立とされた率を指しております。
  - 7.「Software as a Service」の略であり、クラウドサーバーにある当社が開発したビジネスマッチングシステムを、インターネットを経由して利用できるサービスを指しております。
  - 8.2006年に米国研究者のヘンリー・チェスプロウ氏の著書『Open Innovation: The New Imperative for Creating And Profiting from Technology』にて提唱された概念を指しております。
  - 9. Research and Developmentの略で、自社の事業領域に関する研究や新技術の開発力を高めるために必要な活動を行うことを指しております。

# [事業系統図]



# 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社リンカーズOI研 究所 (注)3、4	東京都文京区	100,000	   リサーチ事業 	100	業務委託、資金援助、及び 役員の兼任あり

- (注)1.「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
  - 2. 当連結会計年度において新設分割により株式会社リンカーズの研究所を設立したため、連結の範囲に含めております。
  - 3.特定子会社に該当しております。
  - 4.売上高(連結相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高 389,790千円 (2) 経常損失 93,787千円 (3) 当期純損失 163,791千円 (4) 純資産額 4,170千円 (5) 総資産額 89,558千円

# 5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)		
ビジネスマッチング事業	62 (9)		
リサーチ事業	23 (0)		
報告セグメント計	85 (9)		
全社(共通)	17 (3)		
合計	102 (12)		

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト(1日8時間換算)及び人材会社からの派遣社員を含む)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
  - 2.全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

## (2)提出会社の状況

2025年7月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	
79 (12)	38.9	3.5	6,462	

セグメントの名称	従業員数(人)
ビジネスマッチング事業	62 (9)
全社(共通)	17 (3)
合計	79 (12)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者数(アルバイト(1日8時間換算)及び人材会社からの派遣社員を含む)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
  - 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
  - 3.全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
  - 4.前事業年度末と比べて従業員数が10名減少しておりますが、これは子会社を設立したことにより出向者が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 提出会社

当事業年度					
管理職に占める女性労働 者の割合(%)	   男性労働者の育児休業取   得率(%)	労働者	音の男女の賃金の差異( (注)1.3.	(%)	
(注)1.	(注)2.	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
16.7	75.0	77.7	83.2	201.9	

- (注) 1.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
  - 2.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。
  - 3.各雇用区分における「女性労働者の平均年間賃金÷男性労働者の平均年間賃金×100」として算出しており、平均年間賃金は、「総賃金(基本給、各種手当及び賞与を含む)÷人員数として算出しております。なお、パート・有期労働者には、派遣社員は含んでおりません。
  - 4. 計算対象期間は、2024年8月1日から2025年7月31日となります。
  - 5.パート・有期労働者の賃金において、女性労働者が高い要因は、男性労働者が1名と僅少であり、母数が少数のため比率が高く出ていることによるものであります。

#### 連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

# 第2【事業の状況】

# 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

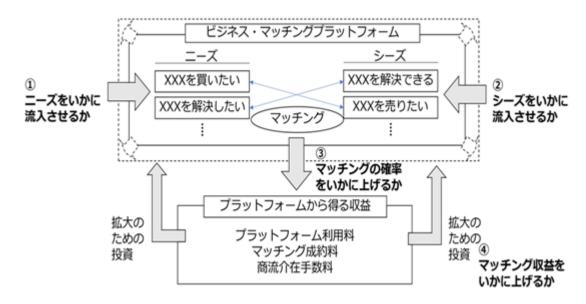
当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。 なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは、「マッチングで世界を変える」というミッションを掲げ、従来の企業同士の出会いのあり方を見直し、最適な出会いを提供することにより、多くのイノベーションを生み出す「別次元の産業構造」を築いていくため、当社グループ独自のビジネスマッチングプラットフォームを提供することで国内産業の生産性の改善、更には国力の発展に寄与することを経営方針としております。

また、当社グループは、ものづくり産業におけるニーズ(発注企業)とシーズ(受注候補企業)を結びつけることを活動の中心としており、これまで「ものづくり」に強みを活かしたビジネスマッチングサービスとして、企業間のマッチングプロセスの課題解決のためのサービスを提供し、収益を得ることを事業の根幹としております。

今後は、経営方針・理念の実現に向けて、産業横断でより広範囲にマッチングプラットフォームをSaaS型として提供し、商流構築までサービスに取り込むことで、新しい企業間の組合せによる商流発生を促進し、生産性の高い新しい産業構造の創出に取り組んでまいります。具体的には下図のからの4つの戦略指標をバランス良く制御しながらマッチングプラットフォームの拡大を目指してまいります。



また、上記ミッションのもと、当社グループの役員及び従業員全員の共通価値観として「Linkers Quality」を定めて、以下7つの指針を基に日々の活動を行っております。

三方良し 業界を変えるプラットフォーマーであり続けたい

悩んだらブレスト 組織として最高のアウトプットを更新し続ける

強固な信頼インフラ 摩擦を恐れずにオープンで本質的な議論を

ボトルネックとキードライバー費用対効果の最大化

トライ&エラーの高速回転 スピード感をもって課題解決と組織学習を実現する

ユーザーファースト ユーザーの期待を超えるサービスを提供する

オーナーシップ リンカーズの事業成長、ひいては顧客への価値提供を最大化する

# (2) 経営上の目標の達成状況を判断するための指標

当社グループは、持続的な事業拡大と企業価値の向上を図っていくために、売上高、営業利益及び経常利益の中長期的な成長を重要指標としております。また、当社グループの主力サービスである「Linkers Sourcing」及び「Linkers Marketing」における探索案件数、「Linkers Research」における調査案件数、及び「LFB」における導入機関数等については、各サービスの先行指標として今後のシステム投資や営業施策の決定における判断材料となるため、重要な指標として経営判断に利用しております。各サービスの指標の推移については、「第1企業の概況 3 事業の内容」の各サービスの説明に記載しております。

#### (3)経営環境及び中長期的な経営戦略

当社グループが提供する「Linkers Sourcing」を中心としたビジネスマッチング事業は、企業の新規取引先探索を支援する事業であります。従来は、商社、銀行、コンサルティング会社及び展示会支援業者等が、自社のサービスの一部として実施してきたサービスでしたが、2000年代以降、EC(注1)をはじめとするWebサービスの発展に伴い、Webを介した企業間でのマッチングサービスが、それらを代替してきております。

特に、製造業においては消費者ニーズが多様化し、製品ライフサイクルが短縮化する中で、自社外の人材・技術を活用し迅速に新製品・サービスを市場投入する「オープンイノベーション」が企業経営戦略上の重要性を高めています。内閣府「統合イノベーション戦略2025」においては、イノベーション・エコシステム形成の推進など、産学官の協調を通じた成長分野の開拓や、スタートアップ育成・事業化支援にも直結し、企業間マッチング需要の拡大を政策面でも後押ししており(注2)、Webを介した企業間マッチングサービスの需要拡大を後押ししていると考えております。更に、IoT(注3)の普及に伴い製造業だけでなく、今後は、あらゆる業種においてインターネットを介した企業間連携の増加が見込まれるため、新規取引先探索サービスの需要は拡大していくと当社は想定しております。

わが国の製造業は、サプライチェーンの再構築、脱炭素・DX対応等の構造変化に直面しており、企業外部の知・技術・供給網の探索ニーズが継続的に拡大しております。経済産業省『2024年版ものづくり白書(ものづくり基盤技術振興基本法第8条に基づく年次報告)』では、価値創造の源泉が自社完結型から協業・共創を前提としたオープンな取組へと移行していること、並びにCX/DXによる全体最適と新規事業機会の拡大が中核論点として整理されており(注4)、こうした環境下において、研究・開発・量産に至る各段階で「最適な相手先と迅速につながる」ためのプラットフォーム需要が高まっております。

総務省「2024年(令和6年)科学技術研究調査結果の概要」によれば、我が国の科学技術等に関する研究活動における科学技術研究費の総額は、2023年度は22兆497億円に達しており、対GDP比3.70%と高水準で推移し、その73.1%を企業が占めております(注5)。企業の科学技術研究費を産業別にみると、「製造業」が13兆8,527億円と最も多く、中でも「輸送用機械器具製造業」の占める割合は32.0%(4兆4,361億円)、次いで「電機」の占める割合が23.2%(3兆2,150億円)となるなど、引き続き製造業における新たな技術の創出や、他社との差別化に向けた科学技術研究費の投資は継続しております。

製品ライフサイクルの短縮化、業界を超えた有業領域の拡大、新興国の技術的な追い上げなどの諸要因による産業構造や社会構造の変化などに対応するため、技術探索・用途開拓・量産調達までの外部連携が成果に直結する度合いは増しており、研究投資の回収を早める観点からも「探索・マッチングの精度と速度」を担保する仕組みの重要性は一段と高くなると想定できることから、今後もオープンイノベーションに対する投資がなされると推測しております。

当社グループは、技術的な目利きのできる産業コーディネーターや、当社が独自に開拓したものづくりの技術を保有する中堅・中小企業のネットワークを活用し、技術探索のプロセスを効率化した独自のマッチングプラットフォームを介して製造業を中心に国内の最適な技術やリソースを紹介することによって、主に製造業における技術課題を解消するマッチングサービスを提供しており、技術・商流双方での高精度マッチングを提供することで、広範な産業横断の潜在需要を取り込める立ち位置にあり、当社グループのビジネスマッチングサービスの需要は高まっていると判断しております。

このような経営環境のもと、当社グループは以下の施策を中心に事業展開を進めてまいります。

ビジネスマッチング業務をワンストップで支援する体制の構築と業務ノウハウの蓄積

生成AIを活用して論文・特許情報を元に技術の大規模分析を行うサービス「Linkers Trend Map」や、子会社が提供する「Linkers Research」は、研究段階における技術ニーズ・シーズの調査を手掛け、その企業が取り組むべき技術テーマや技術課題の顕在化を行い、当社が手掛ける「Linkers Sourcing」にて開発段階におけるニーズ起点のマッチングを手掛ける技術探索サービスを提供し、「Linkers Marketing」にてシーズ起点のマッチングを手掛ける用途開拓サービスを提供することで多様なマッチング機会を創出いたします。

これら一連のサービス提供を通じて、ものづくり企業の研究から開発、そして量産に至るまでの各プロセスにおける課題解決をワンストップで支援することで、ものづくり企業のイノベーションを促進する価値創出を行います。

さらに、当社グループが培ってきた「独自データ、企業ネットワーク、調査・マッチングノウハウ」とAI を組み合わせたSaaSを開発することで、これまでのスポットでの顧客支援からSaaSを活用した価値提供を行ってまいります。これにより、これまで捉えきれなかった顧客の調査・マッチングニーズをサブスク型で解決することにより、顧客価値の最大化と収益最大化を狙ってまいります。このSaaSの拡大によって多数のユーザーが調査・マッチングをSaaS上で行うことにより、当社グループに更なる独自情報の蓄積とネットワークの強化をもたらすものと考えています。

金融機関向けSaaS型サービスの拡大並びに水平展開とマッチング収益の機会拡大

現在、地域金融機関を中心にサービスを提供している「Linkers for BANK」においては、導入機関数の拡大はもとより、オプション機能の拡大やサポート支援サービスの拡充、さらに、導入機関の取引先企業のニーズを吸い上げ、当社で探索したシーズとマッチングさせる機能を実装することで、ビジネスマッチングの機会を創出し収益化機会のより一層の拡大を目指します。

さらに、収益の多様化を目的にマッチングビジネスへの参入を企図している地域金融機関以外の事業会社向けに提供を行っている「Linkers for Business」においても、導入機関の拡大とともに、地域金融機関との情報共有や協業スキームの構築ができつつあることから、「LFB」の最大のメリットである他機関及び業種間の垣根を越えた広域連携の促進を進めてまいります。

#### (4)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

#### 収益基盤の拡充

当社グループの事業拡大のためには、サービスポートフォリオの拡充も課題の一つであると考えております。既存サービスにおいては、新たな機能の追加や利用企業層の開拓、提供エリアの拡大により収益機会の増加を図るとともに、構築したマッチングプラットフォームを活用した新たな周辺サービスを開発していくことが必要であると考えております。

#### 技術力の拡充

当社グループは、ウェブサイトによるサービス運営を中心に事業展開しており、そのシステム開発を自社で内製化しているため、常に外部環境におけるITの進化に注視しながら技術力の進歩に努めてまいります。また、優秀なエンジニアの確保など技術部門の強化を推進し、持続可能な付加価値の高いサービスの実現を図ってまいります。

#### 優秀な人材の確保

当社グループは、今後の事業拡大に伴い、当社グループのミッションに共感し高い意欲を持った優秀な人材を継続的に採用していく必要があると考えております。労働市場における知名度の向上を図り採用力の向上に努めるとともに、業務環境や福利厚生の改善により採用した人材の離職率の低減も図ってまいります。

#### 内部管理体制の強化

当社グループが継続的な成長を続けるために、拡大する事業規模及び組織規模に合わせた組織的な管理体制を構築するとともに、経営の公正性や透明性を確保するために、当社グループ事業に精通した事業部門と、会計や法令に知見のあるコーポレート部門が協働して内部統制システムの整備・強化を図り、レピュテーションリスクの排除やコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

# 当社グループサービスの認知度向上

当社グループが今後も高い成長率を維持していくためには、提供するサービスのユーザビリティ、品質の向上等に加えて各サービスの認知度向上による新規顧客の拡大が不可欠であると考えております。当社グループでは、これまで新聞・テレビ・雑誌等のマスメディア広告等には注力しておらず、ものづくり系の展示会やセミナー活動等を通じて顧客開拓を行ってまいりました。しかしながら、各種サービスのさらなる拡大を図るにあたり、今後は費用対効果を十分に見極めながら広告宣伝活動、及び企業認知度向上のためのブランディングにも取り組んでまいります。

### マッチング精度の向上

当社グループのビジネスマッチング事業は、精度の高いマッチング技術の構築が必要不可欠となります。連携する産業コーディネーターの確保と、有力な技術を保有する受注候補企業のさらなる獲得を進めるとともに、これまで培ったマッチングノウハウをベースにAIを活用したマッチングシステムの機能向上等を図り、より精度の高いマッチングを提供できるよう努めてまいります。

### システムの安定性の確保

当社グループの主要事業においては、インターネット上にてサービスを提供しており、安定した事業運営を 行うにあたっては、ウェブサイトに係るシステムのセキュリティ、開発・運営保守体制の構築が極めて重要で あると認識しております。今後も、システムの安定性確保に取り組み、市場環境の変化に対応した運用体制整 備を継続的に行ってまいります。

#### 情報管理体制の強化

当社グループは、公開前の事業戦略や製品企画など多くの機密情報や個人情報等を保有しており、その重要性については十分に認識しております。それらの保護体制構築に向けて、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、情報セキュリティマネジメントシステムの構築・維持向上に努めることで、今後も引き続き情報管理体制の強化を図ってまいります。

- (注) 1 . Electronic Commerceの略であり、電子商取引、インターネット上で商品やサービスの売買を行うことを指しております。
  - 2.2025年6月6日閣議決定、内閣府
  - 3. Internet of Thingsの略であり、あらゆる「モノ(物)」がインターネットに接続され、モノ同士が相互に通信することにより実現するサービスや仕組みのことを指しております。
  - 4. 令和6年5月31日 経済産業省、厚生労働省、文部科学省
  - 5. 令和6年12月13日、総務省

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。 なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

# (1) ガバナンス

当社グループにとってのサステナビリティとは、事業を通じて社会問題の解決に寄与することであり、当社グループが安定し事業を継続することが、持続可能な社会の実現に寄与するものと考えております。

当社グループは、中長期的な企業価値向上の観点から、サステナビリティを巡る課題への対応は、経営の重要課題であると認識しており、代表取締役社長が最終責任を有しております。

また、取締役会はサステナビリティ全般に関するリスク及び機会の監督に対する責任と権限を有しており、サステナビリティに関する課題が発生した際には適宜各部署において協議を行い、協議内容を取締役会へ報告するとともに、報告を受けた取締役会にて課題を解決する体制となっております。

### (2) 戦略

当社グループは、「マッチングで世界を変える」というミッションのもと、企業価値の永続的な向上を目指しております。この実現には、高度な専門性を有する人材の確保と育成が不可欠であり、人的資本への積極的な投資を経営戦略の重要な課題と捉えております。従業員一人ひとりの自律的な成長を促し、組織全体の創造性を高めることで、持続的な企業価値の創出につなげてまいります。

#### 人的資本への投資と多様性の推進

多様性の確保における具体的な数値目標は定めておりませんが、性別や国籍などは問わず高度なスキルや実 践経験を有する多様なキャリア人材を積極的に採用し、プロフェッショナル集団の構築を目指しております。

また、採用した従業員の可能性を追求し、その成長を組織として最大限活用するために、従業員と企業が共に成長する環境とカルチャーを醸成するため、全社の共通価値観として「Linkers Quality」を定め、社員研修や人事制度に組み込むことで、企業カルチャーに即した教育と育成を図っております。

具体的には、半期ごとに個人の能力開発目標を設定する目標管理制度を導入し、個人の自主的な挑戦を評価する人物主義の人事評価を通じて、能力開発を促進しています。

さらに、中長期的な視点での人材育成を強化するため、社内公募制度の導入、多様なキャリアパスの提示と 人材流動性の促進を図るとともに、専門知識・スキルを体系的に習得するための研修プログラムの導入も検討 しております。

# 社内環境整備

性別や年齢に関わらず、多種多様な個性や価値観をもつすべての従業員が働きがいを感じながら、最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、個人のライフスタイルやライフサイクルに合わせた働き方ができる環境の整備に取り組んでおります。また、従業員の心身の健康を重要な経営資源と捉える「健康経営」の視点からストレスチェックの実施や産業医との連携強化、リモート勤務の導入、フレックスタイム制の採用、リフレッシュ休暇や育児休暇取得をはじめとした各種休暇制度の導入と取得奨励等に取り組むなど、ワークライフバランスの向上と安心して働ける環境づくりに取り組んでおります。

また、あらゆるハラスメントを防止するため全従業員を対象とした研修や、衛生委員会を通じた各種情報発信など、すべての従業員が安全で働きやすい環境づくりに取り組んでおります。

# (3) リスク管理

当社グループは、不測の事態や危機の発生に備えて「リスク管理規程」を定め、全社的なリスク管理の審議機関としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクを網羅的に把握・管理する体制を構築しております。リ

スク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を議長として概ね四半期に1回実施しており、新規リスクの確認やリスク評価を行い、取締役会へ報告しております。

# (4) 指標及び目標

当社グループは、優秀な人材の確保と生産性の向上を目的として、多様性を尊重した人材の採用と育成、並びに働く従業員が高いモチベーションを持ち、働きがいを感じることができるような社内環境の整備に取り組んでおります。

当連結会計年度末時点における当社グループの女性社員比率は全体の36.6%、管理職に占める女性社員の割合は12.5%、外国人労働者の人数は5人となっており、性別や国籍を問わず、優秀な人材の採用・育成を行っております。

また、フレックスタイム制度、テレワーク勤務、有給休暇制度とは別にリフレッシュ休暇として最大5日の休暇制度、男性の育児休暇取得の奨励など、働き方の柔軟性を充実させる取り組みをしております。

管理職比率並びに外国人労働者の割合については、本書提出日時点において具体的な目標設定はしておりませんが、従業員エンゲージメントにつながる指標の把握・開示も検討し、人的資本の強化を通じて持続可能な企業価値向上に努めてまいります。

# 3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

当社グループのリスク管理体制につきましては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況 等 (1)コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治に関するその他の事項 ロ.リスク管理体制の整備の状況」に記載のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

#### (1) 事業環境に関するリスク

競合について

(発生可能性:中、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:中)

ビジネスマッチング事業は、発注者の要望に応じることのできる多数の受注候補者を囲い込みできるか否かを除いては、参入障壁が比較的低いビジネスモデルであります。また、将来の成長が期待される市場であり、国内外の事業者がこの分野に参入してくる可能性があります。これまで、先行して事業を推進することで、連携する産業コーディネーターを通じてこれまで有力な受注候補企業を増加させてきたことや、マッチングプラットフォームの法人データベースの構築、及び運用に取り組んできたことが優位性につながっており、実際に競合する状況も限定的となってきております。

しかしながら、今後において十分な差別化や機能向上等が図られなかった場合や、新規参入により競争が激化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

# 自然災害について

(発生可能性:低、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:大)

大規模な地震等の自然災害や事故など、当社グループによる予測が不可能かつ突発的事由によって、事業所等が壊滅的な損害を被る可能性があります。このような自然災害に備え、従業員安否確認手段の整備、オフィスでの備蓄食料・生活物資の確保、無停電電源装置の確保等に努めておりますが、想定を超える自然災害が発生する場合は、当社グループの事業活動が制限され、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。当社グループが直接被災しない場合であっても、外注先等の被災により、間接的に損害を受ける場合もあります。また、災害等の発生によって、電力等の使用制限による社会インフラ能力の低下、個人消費意欲の低下といった副次的な影響により、発注者や受注者の事業活動の抑制につながる可能性があり、そのような場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### 新たな感染症の拡大について

(発生可能性:中、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:中)

当社グループは、取引先、関係者及び従業員の安全を第一に考え、テレワーク勤務体制の構築、Web会議システム等のツール活用の促進等の健康管理・安全確保と感染予防に努めておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大、及び新たな感染症の拡大等により、当社グループ顧客の新規投資への意欲減退等により当社グループへの発注が停滞等するなど、感染症の蔓延・拡大による影響が発生した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### (2) 事業内容に関するリスク

#### 技術革新への対応について

(発生可能性:低、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:中)

当社グループは、競争力の強化のために探索及びマッチング手法の技術の開発・導入に注力する必要があります。そのため、海外を含めたビジネスマッチングに関する情報収集を行うとともに、「LFB」を導入している地域金融機関と共同で新たなビジネスマッチング手法の試行や、ビジネスマッチングに関するセミナーを開催して情報収集を行うなどの取り組みを行っております。

さらに、生成AI(機械学習・人工知能)等の先進技術の積極的な利活用は当社グループの事業成長に向けた大きな機会である一方、対応が遅れた場合にビジネス機会の逸失により競争力やブランド価値が低下する可能性があります。また、先進技術の進展・拡大を続ける一方で、その利活用にあたっては、安全性・信頼性の確保、及び倫理的な配慮等の対応が求められており、これらに適切な対応ができない場合には、社会的信用やブランドイメージが低下する可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### システムトラブルについて

(発生可能性:低、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:中)

当社グループは、「Linkers Sourcing」、「Linkers Marketing」及び「LFB」等の主力サービスを、インターネットを介したマッチングプラットフォームとして提供しております。

安定的なサービス運営を行うために、自社でサーバーを保有せず拡張性や可用性に優れた外部提供のクラウドサーバーを利用し、更にはロケーションの異なる2拠点におけるクラウドサーバーを利用してシステムの冗長化を行うことで、災害時のデータ消失に対する備えを行うとともに、データのバックアップ体制の整備や、稼働状況の監視による障害発生時の迅速な復旧対応体制も構築しております。

しかしながら、クラウドサーバー提供元における事故、不正アクセス、その他システム障害やネットワーク の切断等予測不能なシステムトラブルが発生し、復旧に時間を要した場合には、当社グループの経営成績及び 財政状態に影響を与える可能性があります。

## 業績の偏重について

(発生可能性:中、発生する可能性のある時期:3月、影響度:中)

当社グループの顧客企業の多くは、決算期が3月であることから、リサーチサービスを中心に当社グループの主たるサービスの売上高が他の月と比較すると3月に集中する傾向があります。

当社グループとしては業績の平準化を企図し、新規顧客の開拓や納期コントロールに努める方針ではありますが、今後においても3月に偏重した傾向が継続する可能性があります。

# (2025年7月期の売上高並びに営業損失)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
売上高 ( 千円 )	303,571	304,572	462,292	290,299	1,360,735
営業損失( )(千円)	149,225	130,323	414	178,025	457,988

海外取引について

(発生可能性:低、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:低)

当社グループは、「Linkers Trading」における調達支援サービスや「Linkers Sourcing」の海外企業探索等において、海外企業との取引を行う場合があります。海外においては、予測しえない法制の改正や金融情勢に伴う為替変動、政治的混乱などのカントリーリスクが存在することから、サービス開始時には取り扱う商材・サービス単位で法的論点の検証やリスク調査を行うとともに、現地事情に精通した協業パートナーと連携してリスクの最小化を図っております。

しかしながら、こうしたリスクが顕在化した場合には、当社グループの海外での調達に支障が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### (3) 事業体制に関するリスク

特定人物への依存について

(発生可能性:低、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:中)

当社の代表取締役社長である前田佳宏は、当社の創業者であり、設立以来当社の経営方針や事業戦略の立案やその遂行において重要な役割を担っております。当社は特定の人物に依存しない体制を構築するべく、幹部社員の情報共有や権限の委譲によって同氏に過度に依存しない組織体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏による当社の業務遂行が困難になった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

人材の確保・育成等について

(発生可能性:低、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:中)

当社グループは小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものとなっておりますが、今後の継続的な事業拡大や事業領域の拡大のためには、優秀な人材の確保、育成及び定着が最も重要であると認識しております。そのため、多様な採用媒体の確保等による採用体制の強化や、OJT等を通じた育成、人事制度設計・運用等を通じて人材の採用、育成及び定着に努めております。

しかしながら、将来的な事業拡大を踏まえた人員増強の計画に対し、当社グループが求める優秀な人材が必要な時期に十分に確保・育成できなかった場合や、人材流出が進んだ場合には、業務運営及び事業領域の拡大等に支障が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

内部管理体制について

(発生可能性:低、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:中)

当社グループは、今後の事業運営及び業容拡大に対応するため、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しており、今後、事業規模の拡大に合わせて内部管理体制も充実・強化させていく方針であります。

しかしながら、事業規模の拡大に必要な内部管理体制の充実・強化に遅れが生じた場合は、当社グループの 経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

# (4) 法的規制に関するリスク

法的規制等について

(発生可能性:低、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:中)

当社グループの事業は、「電気通信事業法」、「下請代金支払遅延等防止法」、「個人情報の保護に関する 法律」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」及び「情報流通プラットフォーム対処法(旧プロバイダ 責任制限法)」などの法規制の対象となっており、これらの法規制を遵守した事業運営を行っております。ま た、今後も法令遵守体制の強化や社内教育などを行っていく方針であります。

しかしながら、今後これらの法令の改正や、当社グループの行う事業が規制の対象となった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

知的財産権について

(発生可能性:低、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:中)

当社グループは、事業運営の際に第三者の知的財産権侵害などが起こらないための管理体制を構築しており、社内の弁理士を中心としてその権利を侵害しないように留意するとともに、必要に応じて知的財産権を登録することにより、当社グループ権利の保護にも留意して対応しておりますが、第三者の知的財産権に抵触しているか否かを完全に調査することは極めて困難であります。

このため、知的財産権侵害とされた場合には、損害賠償又は当該知的財産権の使用に対する対価の支払い等が発生する可能性があります。その際に、加入している保険が適用されない、又は損失を担保しきれない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

情報セキュリティ及び個人情報等の漏えいについて

(発生可能性:低、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:大)

当社グループでは、業務上、個人情報その他機密情報を顧客より受領する場合があります。当社におきましては、2018年3月に情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)、同年12月にはプライバシーマーク(PMS)の認証規格に適合する証明を取得しており、個人情報を含む情報管理の重要性を周知徹底するべく役職員に対し研修等を行い、情報管理の強化を図っております。また、情報セキュリティについては外部からの不正アクセス、コンピュータウイルスの侵入防止について、社内の情報システム部を中心にシステム的な対策を講じております。

しかしながら、当社グループが取り扱う機密情報及び個人情報について、漏えい、改ざん、又は不正使用等が生じる可能性が完全に排除されているとはいえず、何らかの要因からこれらの問題が発生した場合には、顧客からの損害賠償請求や信用失墜等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### (5) その他

税務上の繰越欠損金について

(発生可能性:中、発生する可能性のある時期:1年から2年、影響度:中)

2025年7月期末には、当社グループに税務上の繰越欠損金が存在しており、将来における法人税等の税負担が軽減されることが予想されます。ただし、将来において当該繰越欠損金が解消又は失効した場合は、通常の税率に基づく税負担が生じることとなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

訴訟、係争について

(発生可能性:低、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:低)

当社グループでは、当連結会計年度末現在において訴訟、係争は生じておりません。

しかしながら、今後何らかの事情によって当社グループに関連する訴訟、係争が行われる可能性は否定できず、訴訟や係争が発生した場合、その経過又は結果によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

(発生可能性:中、発生する可能性のある時期:2年から3年以内、影響度:中)

当社グループは、業績向上に対する意欲向上を目的として、ストック・オプション制度を導入しており、会社法の規定に基づく新株予約権を当社グループの役員及び従業員に付与しております。2025年7月期末時点で新株予約権の株数は350,400株であり、当社発行済株式数の13,797,000株に対する潜在株式比率は2.54%に相当しております。これらの新株予約権の行使が行われた場合には、当社の株式価値が希薄化する可能性があります。

#### 配当政策について

(発生可能性:中、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:中)

当社グループは、株主に対する利益還元を経営課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、利益還元政策を決定していく所存であります。

しかしながら、当社グループは、成長過程にあり内部留保が充実しているとはいえず、創業以来配当を行っておりません。また、現時点では事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元に繋がると考えております。

将来的には、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、利益還元を行うことを検討して まいりますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

#### 資金使途について

(発生可能性:低、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:中)

当社株式上場時の公募増資による調達資金の使途については、主にサービス拡大に備えたシステム開発への投資、業容拡大のための人材の採用費用に充当する予定であります。

しかしながら、急速に変化する経営環境へ柔軟に対応していくため、現時点での資金使途計画以外へ充当する可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用したとしても、期待どおりの効果を得られない可能性があります。

#### 固定資産の減損について

(発生可能性:低、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:低)

当社グループはマッチングプラットフォームの提供にあたって、主に自社開発によるソフトウエアを固定資産計上しておりますが、収益性の低下等により当該資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローが投資額を下回る場合には、当該資産の回収可能性を慎重に検証し、必要に応じて適切に減損処理を行うこととしております。

今後、当社グループの事業領域の拡大、利便性の向上等を目的とした積極的な投資を実行する可能性がありますが、将来の環境変化等により投資の回収が見込めない場合、減損損失を計上することにより当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

# 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりであります。なお、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

#### 財政状態の状況

# (資産)

当連結会計年度末における総資産は、1,363,674千円となりました。その主な内訳は、現金及び預金912,518 千円、売掛金144,063千円、ソフトウエア137,281千円等であります。

#### (負債)

当連結会計年度末における負債は、245,920千円となりました。その主な内訳は、未払金75,746千円、前受金56,909千円、賞与引当金51,924千円、未払費用20,204千円等であります。

#### (純資産)

当連結会計年度末における純資産は、1,117,754千円となりました。その内訳は、資本金249,165千円、資本剰余金991,040千円、利益剰余金 122,450千円であります。

この結果、自己資本比率は82.0%となりました。

# 経営成績の状況

当社グループは、「マッチングで世界を変える」というミッションのもと、企業と企業の出会いのあり方を 見直し、従来の産業構造では成し得なかった最適な出会いを提供することで、多くのイノベーションを生み出 す産業のしくみを国内外に築き、産業全体の生産性を最大化するための連携のハブとなる企業を目指すため に、マッチングプラットフォームの運営を中心に事業を展開しております。

サービス内容としては、ニーズ起点のマッチングを手掛ける技術探索サービス「Linkers Sourcing」、シーズ起点のマッチングを手掛ける用途開拓サービス「Linkers Marketing」、SaaS型の金融機関向けマッチングシステム「Linkers for BANK」、及び当該事業会社向けマッチングシステム「Linkers for Business」の提供等による探索・マッチングサービスと、技術ニーズ・シーズの調査を手掛ける「Linkers Research」を中心としたリサーチサービスを主たるサービスとしております。

当社グループが取り組む事業領域は、企業研究費の投下による新技術創出への動向や、製造業を中心とした 設備投資への投資再開、地域金融機関の収益多様化に向けた取り組みなど、オープンイノベーションへの投資 領域の拡大に伴い、今後もデジタル技術活用による探索効率化や、マッチング精度向上を通じた国内外の多様 な企業間連携の促進により、需要は拡大していくと想定しております。

半導体や脱炭素分野など成長領域への投資は依然として堅調に推移しており、製造業の設備投資再開や地域金融機関の新事業支援も活発化する一方で、ウクライナ侵攻や中東情勢の緊迫化に加え、米国におけるトランプ政権の高関税政策など、地政学リスクが国際的なサプライチェーンや貿易環境に不透明感をもたらすとともに、主要国の高金利政策継続や円安、原材料価格の高止まりも企業収益を圧迫し、依然として不透明な状況が続いております。

このような事業環境の中、来期以降の業容拡大に向けた基盤構築強化を最重要課題と位置付けて、様々な施 策に取り組んでまいりました。

既存事業においては、顧客目線に立ったサービスクオリティの向上を目的にカスタマーサクセス等のバックオフィス人材の採用強化を推進、フィールドセールス強化に向けて営業人員の採用を拡大するなど、人材採用と育成に取り組みました。

また、既存事業のマッチングプラットフォームの機能強化や、新規プロダクトの開発体制強化など、将来の 業容拡大を見据えた投資を継続して実施いたしました。 以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,360,735千円、営業損失は457,988千円、経常損失は428,433千円、 親会社株主に帰属する当期純損失は548,214千円となりました。

また、当社グループの事業は、従来、ビジネスマッチング事業の単一事業でありましたが、当連結会計年度において、リサーチサービスを分社化し、株式会社リンカーズのI研究所(以下、「OI研究所」)を連結子会社として設立したことに伴い、当連結会計年度より報告セグメントを「ビジネスマッチング事業」の単一事業から、探索・マッチングサービスとその他サービスにて構成される「ビジネスマッチング事業」及びOI研究所が提供する「リサーチ事業」の2区分に変更しております。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

### ビジネスマッチング事業

「Linkers Sourcing」並びに「Linkers Marketing」は、前期より取り組んでいる海外探索の営業活動については成果が出始めているものの、国内探索については逓減傾向が継続していることから、着手件数は100件となりました。逓減傾向の対策として、期初から営業活動体制の改善プロジェクトを開始し、各種KPIの指標の見直し、プロセス管理の変更等に取り組むとともに、営業体制の見直し、営業人員の増員など、効果の示現にはなお一定の時間を要するものの来期以降の拡大に向けて各種施策に取り組んでおります。

金融機関向けマッチングシステム「Linkers for BANK」、並びに事業会社向けマッチングシステム「Linkers for Business」からなる「LFB」は、期中に導入機関同士の合併等があったものの、新たに5機関(純増では3機関)の新規導入がなされたことから、累計導入機関数は50機関に到達いたしました。月額利用料の拡大など、ストック収益基盤は順調に拡大しております。

なお、「Linkers Trading」においては、前期において主力商材であった再生アルミニウムの取り扱いを終了したことに伴い重要性が低下したことから、記載を省略しております。

以上の結果、当セグメントの売上高は1,047,585千円、セグメント損失は407,169千円となりました。

#### リサーチ事業

当連結会計年度において分社化を行い、「Linkers Research」を中心としたリサーチサービスを移管しております。期初から営業人員の確保が進まなかったことなどを受けて受注が低迷したことから、親会社によるフィールドセールスの支援など営業活動の立て直しを図ったものの、折からの生成AIの市場拡大によるリサーチサービスのコモディティ化の影響は否めず、情報収集・要約の内製化や競合の民主化といった当社グループのサービス領域への浸食もあり、「Linkers Research」の調査件数は228件となりました。当該事業については、より顧客ニーズの高いカスタマイズ調査へのシフト等、採算性を重視したサービスポートフォリオとすべく、各種施策に取り組んでおります。

以上の結果、当セグメントの売上高は313,149千円、セグメント損失は50,819千円となりました。

#### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、912,518千円となりました。 当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

# (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果使用した資金は、227,769千円となりました。これは主に、税金 等調整前当期純損失545,628千円、減損損失117,195千円、減価償却費109,230千円、未払金の増加額26,259 千円、前受金の増加額24,586千円等によるものであります。

# (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は、100,930千円となりました。これは、無形固定 資産の取得による支出100,930千円によるものであります。

# (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果使用した資金は、9,996千円となりました。これは、長期借入金の返済による支出9,996千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

#### a . 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

# b . 受注実績

当社グループが行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を 省略しております。

#### c . 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメント別に示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)		
	金額 (千円)	前年同期比(%)	
ビジネスマッチング事業	1,047,585	-	
リサーチ事業	313,149	-	
合計	1,360,735	-	

- (注) 1.主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が 10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。
  - 2. 当社グループは当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

### (2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

# a . 売上高

当連結会計年度の売上高は、1,360,735千円となりました。これは主に、自社運営マッチングサービス及びリサーチサービスが低調に推移したことによるものであります。

#### b . 売上原価、売上総利益

当連結会計年度の売上原価は、440,878千円となりました。これは主に、リサーチサービスに係る業務委託 料等が減少したことによるものであります。

この結果、売上総利益は、919,856千円となりました。

# c . 販売費及び一般管理費、営業利益

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、1,377,845千円となりました。これは主に、業容拡大に伴う人件費の増加、及びシステム基盤強化のためのシステム関係費用の増加によるものであります。

この結果、営業損失は457,988千円となりました。

#### d . 営業外損益、経常利益

当連結会計年度の営業外損益は、29,555千円の利益となりました。これは主に、補助金収入の計上による ものであります。

この結果、経常損失は428,433千円となりました。

# e . 特別損益、当期純利益

当連結会計年度の特別損益は、減損損失の計上により117,195千円の損失となりました。その結果、親会社株主に帰属する当期純損失は548,214千円となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの資金需要の主なものは、事業拡大の基盤となる人材拡充の採用費及び人件費、並びに新規プロダクト開発及びマッチングプラットフォームへのシステム開発に係る設備投資となります。運転資金の調達については、事業活動による営業キャッシュ・フローの獲得を前提とした上で、手元流動性と安定性を目的とし、自己資金で対応する方針ですが、資金繰りが悪化した場合など有事の際のバックアップラインとして取引先金融機関と当座貸越契約を締結しております。なお、2025年7月末における現金及び現金同等物の残高は、912,518千円であり、十分な流動性を確保していると考えております。

#### 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りを行うにあたり、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる結果をもたらす場合があります。当社グループの連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

なお、当社グループが連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の うち、重要なものは以下のとおりであります。

#### (固定資産の減損)

当社グループは、事業に係る固定資産については、主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。資産グループごとに減損の兆候の有無を判定し、減損の兆候があると認められる資産グループについては、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

減損兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討を行っておりますが、経営環境及び市 場環境の変化による収益性の変動等により、翌連結会計年度において他の資産グループも減損損失の認識が 必要となる場合があります。

#### 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおり、様々なリスク要因が当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。そのため、当社グループは常に変化する外部環境に留意しつつ、内部管理体制の強化、優秀な人材の確保、顧客ニーズにマッチしたサービスの提供等を通じて、経営成績に重要な影響を与える要因を分散・低減しながら、適切に対応してまいります。

# 経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「第2事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき 課題等」に記載のとおりであります。

#### 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2)経営上の目標の達成状況を判断するための指標」に記載のとおり、持続的な事業拡大と企業価値向上を重要な経営目標とし、各経営課題に取り組んでおります。

EDINET提出書類 リンカーズ株式会社(E37987) 有価証券報告書

- 5 【重要な契約等】 該当事項はありません。
- 6 【研究開発活動】 該当事項はありません。

# 第3【設備の状況】

## 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は131,867千円となりました。セグメント別の内訳は、ビジネスマッチング事業が93,309千円、リサーチ事業が38,558千円であります。その主な内容は、ビジネスマッチングシステムの機能追加等に伴うソフトウエア開発によるものであります。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当連結会計年度において、減損損失を117,195千円計上いたしました。減損損失の内容については、「第 5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(連結損益計算書関係) 4 減損損失」に 記載のとおりであります。

# 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2025年 7月31日現在

事業所名	セグメント				帳簿価額(千円	3)		従業員数
(所在地)	の名称	設備の内容	建物	工具、器具 及び備品	ソフトウエア	ソフトウエア 仮勘定	合計	(人)
本社 (東京都 文京区)	ビジネスマッ チング事業	本社設備、 ソフトウエ ア等	17,982	6,875	137,281	38,586	200,726	79 (12)

- (注)1.本社建物を賃借しております。年間賃借料は63,338千円であります。
  - 2.建物は、賃借建物に施した建物附属設備の金額であります。
  - 3.従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者数(アルバイト(1日8時間換算)及び人材会社からの派遣社員を含む)は年間の平均人員を()外数で記載しております。
  - (2) 国内子会社

重要な設備はありません。

# 3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設

			投資予定金額			着手及び完了予 定年月			
会社名 事業所名	所在地	レグメント の名称	設備の内容	総額(千円)	既支払額 (千円)	資金調 達方法	着手	完了	完成後の 増加能力
当社本社	東京都 文京区	ビジネスマッ チング事業	ソフトウエア	1,199,318	38,586	自己資金	2024年 3月	2028年 7月	(注)
当社新本社	東京都 港区	ビジネスマッ チング事業	移転のための 建物及び設備	150,000	-	自己資金	2025年 9月	2025年 11月	(注)

(注)完成後の増加能力については、計数把握が困難であるため、記載を省略しております。

# (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

# 第4【提出会社の状況】

# 1【株式等の状況】

# (1)【株式の総数等】

# 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	49,080,000
計	49,080,000

# 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年7月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年10月23日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	13,797,000	13,797,000	東京証券取引所グロース市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	13,797,000	13,797,000	-	-

<sup>(</sup>注)提出日現在発行数には、2025年10月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権

为 · 国初1个 17 201在	
決議年月日	2012年 4 月 1 日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 社外協力者 3 (注) 7
新株予約権の数(個)	66 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 66,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2014年4月11日 至 2032年3月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10 資本組入額 5(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年9月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が 普通株式について株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる 1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

2 . 新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × \_\_\_\_\_\_ 分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

3.新株予約権の行使条件

本新株予約権の割当てを受けた者は、発行された権利の一部又は全部を行使することが可能となる(ただし、1個の本新株予約権を更に分割して行使することはできない)。なお、行使可能な株式数が、1単位の株式数の整数倍でない場合は、端数を切り上げ、1単位の整数倍とする。

本新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により本新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

- 4. 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 5. 当社が組織再編行為を行う場合の承継に関する事項

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い(当社が合併により消滅する場合に限る)、新設分割もしくは吸収新設分割を行い、又は株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)を行う場合、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

承継する本新株予約権の目的となる株式の種類及び数は、再編対象会社の普通株式とし、当社の普通株式 1株あたりの再編対象会社の株式の割当比率により株式数を決定し、1株未満の端数は切り捨てる。 承継する本新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は、次の算式により決定し、1円未満の端数は切り上げる。

承継後払込価額 = 承継前払込価額× 普通株式1株あたりの再編対象会社株式の割当比率

承継する本新株予約権の行使期間は、本新株予約権の定める期間とし、承継時に行使期間開始日が到来しているときは、組織再編行為の効力発生日から本新株予約権の定める期間の満了日までとする。 承継する本新株予約権の行使の条件及び取得については、本新株予約権の定めをおく。 承継する本新株予約権の譲渡については再編対象会社の取締役会もしくは株主総会の承認を要する。

再編対象会社は、新株予約権者が本新株予約権の定めに該当することにより権利を行使することができなくなった場合、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

- 6.2021年10月27日開催の臨時株主総会決議により、2021年11月12日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、また、2022年6月13日開催の取締役会決議により、2022年7月2日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 7.付与対象者の権利放棄による権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社監 査役1名、社外協力者1名となっております。

#### 第5回新株予約権

決議年月日	2013年10月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1
新株予約権の数(個)	10 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2013年10月24日 至 2033年10月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10 資本組入額 5(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年9月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が 普通株式について株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる 1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

2.新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>1</u> 分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 既発行株式数×調整前行使価額 + 新規発行株式数× 1 株当たり払込金額 既発行株式数 + 新規発行株式数

3.新株予約権の行使条件

本新株予約権の割当てを受けた者は、発行された権利の一部又は全部を行使することが可能となる(ただし、1個の本新株予約権を更に分割して行使することはできない)。なお、行使可能な株式数が、1単位の株式数の整数倍でない場合は、端数を切り上げ、1単位の整数倍とする。

本新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により本新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

- 4. 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 5. 当社が組織再編行為を行う場合の承継に関する事項

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い(当社が合併により消滅する場合に限る)、新設分割もしくは吸収新設分割を行い、又は株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)を行う場合、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

承継する本新株予約権の目的となる株式の種類及び数は、再編対象会社の普通株式とし、当社の普通株式 1株あたりの再編対象会社の株式の割当比率により株式数を決定し、1株未満の端数は切り捨てる。 承継する本新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は、次の算式により決定し、1円未満の端数は切り上げる。

承継後払込価額 = 承継前払込価額× 普通株式1株あたりの再編対象会社株式の割当比率

承継する本新株予約権の行使期間は、本新株予約権の定める期間とし、承継時に行使期間開始日が到来しているときは、組織再編行為の効力発生日から本新株予約権の定める期間の満了日までとする。 承継する本新株予約権の行使の条件及び取得については、本新株予約権の定めをおく。

承継する本新株予約権の譲渡については再編対象会社の取締役会もしくは株主総会の承認を要する。 再編対象会社は、新株予約権者が本新株予約権の定めに該当することにより権利を行使することができな くなった場合、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

6.2021年10月27日開催の臨時株主総会決議により、2021年11月12日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、また、2022年6月13日開催の取締役会決議により、2022年7月2日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権

おり口が「水川雀	
決議年月日	2016年 3 月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 (注) 7 社外協力者 1
新株予約権の数(個)	100 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 100,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	90(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2026年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 90 資本組入額 45(注)6
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年9月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が 普通株式について株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる 1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

2 . 新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × \_\_\_\_\_\_ 分割・併合の比率

#### 3.新株予約権の行使条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権者について、本新株予約権に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権者は、当社の株式のいずれかが日本国内の証券取引所に上場(以下、「株式上場」という)がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする

本新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、本新株予約権の行使によって発行又は譲渡される株式の発行価額又は譲渡価額の合計額が、その年において既にした当社又は他社の株式譲渡請求権もしくは新株引受権又は新株予約権の行使によって発行又は譲渡される株式の発行価額又は譲渡価額と合計して年間1,200万円又は行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間合計額を超えないように、割当てを受けた本新株予約権を行使しなければならないものとする。

当社及び本新株予約権者は、本新株予約権の行使に係る1株当たりの権利行使価額が本契約の締結時点に おける株式1株当たりの価額に相当する金額以上であることを確認する。

本新株予約権の行使による株式の交付は、当該交付のために付与決議がされた会社法第238条第1項に定める事項に反しないで行われるものとする。

当社の規則に則り、単元株制度を採用した場合には、本新株予約権者は、いかなる場合においても、当社の1単元の株式の数に満たない数を目的株式数として本新株予約権を行使してはならないものとする。

- 4. 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 5. 当社が組織再編行為を行う場合の事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、

「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、 新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権の定めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、 本新株予約権の定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本新株予約権の定めに従っ て決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予 約権に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の定めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 その他新株予約権の行使の条件

本新株予約権の定めに準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権の定めに準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

- 6.2021年10月27日開催の臨時株主総会決議により、2021年11月12日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、また、2022年6月13日開催の取締役会決議により、2022年7月2日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 7.付与対象者の権利行使により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名となっております。

第9回新株予約権

決議年月日	2017年10月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 7 (注) 7
新株予約権の数(個)	4(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2019年10月28日 至 2027年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250 資本組入額 125(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年9月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が 普通株式について株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる 1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割・併合の比率

2.新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 既発行株式数×調整前行使価額 + 新規発行株式数× 1 株当たり払込金額 既発行株式数 + 新規発行株式数

3.新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、取締役会が認めた場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

本新株予約権で定める権利行使可能期間のうち、付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの期間内に行わなければならないものとする。なお、本新株予約権の定めにおいて付与決議とは、割当新株予約権にかかる会社法第238条第2項の決議(同法第239条第1項の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第240条第1項の規定による取締役会の決議を含む)を意味するものとする。

新株予約権(当社が新株予約権者に対して付与する租税特別措置法第29条の2の規定を受ける他の新株予約権を含む)の行使に係る行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超えないこと。

- 4.新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 5. 当社が組織再編行為を行う場合の事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権 の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の定めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に本新株予約権の定めに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれ か遅い日から、本新株予約権に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の定めに準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の定めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

本新株予約権の定めに準じて決定する。

6.2021年10月27日開催の臨時株主総会決議により、2021年11月12日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、また、2022年6月13日開催の取締役会決議により、2022年7月2日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7.付与対象者の権利行使及び退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員1名となっております。

#### 第10回新株予約権

決議年月日	2018年 5 月 2 日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 20(注)7
新株予約権の数(個)	43(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 43,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2020年5月8日 至 2028年4月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 350 資本組入額 175(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年9月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が 普通株式について株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる 1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

2.新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × \_\_\_\_\_\_ 分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 既発行株式数×調整前行使価額+新規発行株式数×1株当たり払込金額 既発行株式数+新規発行株式数

3.新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、取締役会が認めた場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

本新株予約権で定める権利行使可能期間のうち、付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの期間内に行わなければならないものとする。なお、本新株予約権の定めにおいて付与決議とは、割当新株予約権にかかる会社法第238条第2項の決議(同法第239条第1項の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第240条第1項の規定による取締役会の決議を含む)を意味するものとする。

新株予約権(当社が新株予約権者に対して付与する租税特別措置法第29条の2の規定を受ける他の新株予約権を含む)の行使に係る行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超えないこと。

- 4. 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 5. 当社が組織再編行為を行う場合の事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社

法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権 の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の定めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に本新株予約権の定めに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の定めに準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の定めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

本新株予約権の定めに準じて決定する。

- 6.2021年10月27日開催の臨時株主総会決議により、2021年11月12日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、また、2022年6月13日開催の取締役会決議により、2022年7月2日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 7.付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員3名となっております。

第11回新株予約権

7311 LL 3811/K 3 K.51E	
決議年月日	2018年 7 月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 56(注)7
新株予約権の数(個)	22 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 22,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	480(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2020年8月1日 至 2028年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 480 資本組入額 240(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年9月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が 普通株式について株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる 1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

2.新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × \_\_\_\_\_\_ 分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

| 既発行株式数×調整前行使価額+新規発行株式数×1株当たり払込金額 |調整後行使価額= | 既発行株式数+新規発行株式数

3.新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、取締役会が認めた場合に はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

本新株予約権で定める権利行使可能期間のうち、付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの期間内に行わなければならないものとする。なお、本新株予約権の定めにおいて付与決議とは、割当新株予約権にかかる会社法第238条第2項の決議(同法第239条第1項の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第240条第1項の規定による取締役会の決議を含む)を意味するものとする。

新株予約権(当社が新株予約権者に対して付与する租税特別措置法第29条の2の規定を受ける他の新株予約権を含む)の行使に係る行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超えないこと。

- 4. 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 5. 当社が組織再編行為を行う場合の事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約

権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権 の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の定めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に本新株予約権の定めに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれ か遅い日から、本新株予約権に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の定めに準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の定めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

本新株予約権の定めに準じて決定する。

- 6.2021年10月27日開催の臨時株主総会決議により、2021年11月12日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、また、2022年6月13日開催の取締役会決議により、2022年7月2日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 7.付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業 員11名となっております。

### 第12回新株予約権

\\\\\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	
決議年月日	2021年10月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 61(注)7
新株予約権の数(個)	3,920(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 39,200(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300(注)2、8
新株予約権の行使期間	自 2023年11月16日 至 2031年11月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価	発行価格 300(注)8
格及び資本組入額(円)	資本組入額 150
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年9月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割・併合の比率

2.新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × \_\_\_\_\_\_ 分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

-調整後行使価額 = 既発行株式数×調整前行使価額+新規発行株式数×1株当たり払込金額 既発行株式数+新規発行株式数

#### 3.新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、取締役会が認めた場合に はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

本新株予約権で定める権利行使可能期間のうち、付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの期間内に行わなければならないものとする。なお、本新株予約権の定めにおいて付与決議とは、割当新株予約権にかかる会社法第238条第2項の決議(同法第239条第1項の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第240条第1項の規定による取締役会の決議を含む)を意味するものとする。

新株予約権(当社が新株予約権者に対して付与する租税特別措置法第29条の2の規定を受ける他の新株予約権を含む)の行使に係る行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超えないこと。

- 4. 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 5. 当社が組織再編行為を行う場合の事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権 の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の定めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に本新株予約権の定めに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれ か遅い日から、本新株予約権に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の定めに準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の定めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

本新株予約権の定めに準じて決定する。

- 6.2022年6月13日開催の取締役会決議により、2022年7月2日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」が調整されております。
- 7.付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員35名となっております。
- 8.株式公開時の公開価格としておりましたが、2022年10月26日に当社株式は上場したため、株式公開時の公開価格である300円を記載しております。

## 第13回新株予約権

決議年月日	2022年 3 月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 63(注)7
新株予約権の数(個)	6,620(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 66,200(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300(注)2、8
新株予約権の行使期間	自 2024年3月16日 至 2032年3月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 (注) 8 資本組入額 150
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年7月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年9月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

2.新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 既発行株式数×調整前行使価額+新規発行株式数×1株当たり払込金額 既発行株式数+新規発行株式数

# 3.新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、取締役会が認めた場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

本新株予約権で定める権利行使可能期間のうち、付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの期間内に行わなければならないものとする。なお、本新株予約権の定めにおいて付与決議とは、割当新株予約権にかかる会社法第238条第2項の決議(同法第239条第1項の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第240条第1項の規定による取締役会の決議を含む)を意味するものとする。

新株予約権(当社が新株予約権者に対して付与する租税特別措置法第29条の2の規定を受ける他の新株予約権を含む)の行使に係る行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超えないこと。

- 4. 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 5. 当社が組織再編行為を行う場合の事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権 の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の定めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に本新株予約権の定めに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれ か遅い日から、本新株予約権に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

本新株予約権の定めに準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の定めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

本新株予約権の定めに準じて決定する。

- 6.2022年6月13日開催の取締役会決議により、2022年7月2日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」が調整されております。
- 7. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員38名となっております。
- 8.株式公開時の公開価格としておりましたが、2022年10月26日に当社株式は上場したため、株式公開時の公開価格である300円を記載しております。

# 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

# (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

# (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

- (注) 1.2021年10月27日開催の臨時株主総会決議により、2021年11月12日付で株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行っております。
  - 2.2022年6月13日開催の取締役会決議により、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてを、2022年6月30日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。
  - 3.2022年6月13日開催の取締役会決議により、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、2022年6月30日付ですべて消却しております。

- 4.2022年6月13日開催の取締役会決議により、2022年7月2日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。
- 5.2022年10月26日付で当社は東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。これに伴い実施した公募増資により、発行済株式総数が966,000株、資本金及び資本準備金はそれぞれ133,308千円増加しております。

発行価格300円引受価額276円資本組入額138円

- 6.新株予約権の行使による増加であります。
- 7.譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加であります。

発行価格271円資本組入額135.5円割当先取締役3名

8.譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加であります。

発行価格164円資本組入額82円割当先取締役3名

# (5)【所有者別状況】

2025年7月31日現在

	株式の状況(1単元の株式数100株)						単元未満		
区分	政府及び	◇□★松門	金融商品	その他の 外国法人等		 法人等	個人その	計	株式の状況(株)
	地方公共 団体	金融機関	TTT 7 1 1 1	個人以外	個人	他			
株主数(人)	-	1	16	28	24	13	3,274	3,356	-
所有株式数 (単元)	-	115	7,510	34,967	6,479	74	88,788	137,933	3,700
所有株式数の割合 (%)	-	0.08	5.44	25.35	4.70	0.05	64.37	100	-

(注) 所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

# (6)【大株主の状況】

# 2025年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
前田 佳宏	東京都世田谷区	2,682	19.44
合同会社SAKUNANA	東京都世田谷区成城3丁目4-3	2,500	18.11
SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1丁目6-1	1,270	9.20
加福 秀亙	東京都文京区	834	6.04
京侑株式会社	東京都港区高輪1丁目22-3	600	4.34
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6-21	277	2.01
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタ ンレーMUFG証券株式会社)	1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A. (東京都千代田区大手町1丁目9-7)	198	1.44
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目13-1)	164	1.19
株式会社日経ビーピー	東京都港区虎ノ門4丁目3-12	148	1.07
ソウルドアウト株式会社	東京都文京区後楽1丁目4-14	143	1.03
計	-	8,819	63.92

(注)発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

# (7)【議決権の状況】 【発行済株式】

# 2025年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,793,300	137,933	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,700	-	-
発行済株式総数	13,797,000	•	-
総株主の議決権	-	137,933	-

【自己株式等】 該当事項はありません。

# 2 【自己株式の取得等の状況】

## 【株式の種類等】

該当事項はありません。

- (1)【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 該当事項はありません。

# 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を 勘案し、利益還元政策を決定していく所存であります。しかしながら、当社は、成長過程にあり内部留保が充実して いるとはいえず、創業以来配当を行っておりません。

今後の配当政策の基本方針としては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境等を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針でありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては未定であります。

内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として有効活用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって実施できる旨を当社定款に定めております。

# 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

## (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

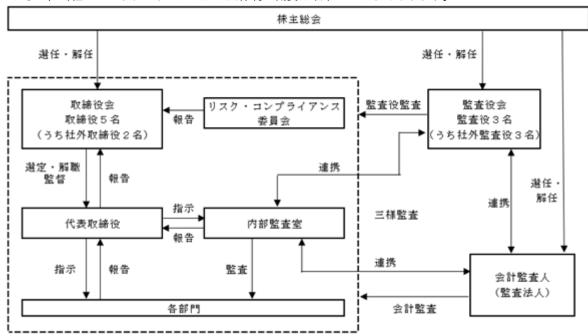
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会等のすべてのステークホルダーの利益を重視した経営を行うことが極めて重要と考えております。そのためには、当社の事業が安定的かつ永続的な発展を果たすことが不可欠であり、このような発展の基盤となる経営の健全性、透明性及び効率性が確保された体制の整備を進めることをコーポレート・ガバナンスの取組みに関する基本方針としております。

#### 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法上の機関として取締役会及び監査役会を設置しております。監査役会設置会社を選択する理由としては、当社事業に精通した取締役の業務執行に対する取締役会による監督と、法的権限を有する独立した立場の監査役による適法性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を採ることが、効率的な経営の追求と同時に経営監視機能が適切に働く体制として最適と判断したためであります。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。



## イ.取締役会

取締役会は、取締役5名(うち社外取締役2名)で構成されており、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営上の重要な事項に関する意思決定機関及び取締役の職務執行の監督機関として機能しております。

(議長)代表取締役社長 前田佳宏

(構成員)代表取締役社長 前田佳宏、取締役 加福秀亙、取締役 江頭宏一、取締役(社外)水田正 道、取締役(社外)長島聡

## 口.監查役会

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されており、月1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査室及び会計監査人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

(議長)常勤監査役(社外)梅川栄吉

(構成員)常勤監査役(社外)梅川栄吉、監査役(社外)保田隆明、監査役(社外)江尻琴美

#### ハ.リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、取締役3名で構成されており、概ね四半期に1回、コンプライアンスに係る取組みの推進、クレーム・トラブル、コンプライアンス違反事項の定期報告の実施等を行っております。適切なリスク管理、ハラスメントの予防・対応、コンプライアンス違反の予防・対応を、経営陣の役割と責任として推進しております。なお、オブザーバーとして常勤監査役が参加しております。

(議長)代表取締役社長 前田佳宏

(構成員)代表取締役社長 前田佳宏、取締役 加福秀亙、取締役 江頭宏一

#### 二.内部監查

内部監査は、内部監査の責任者として内部監査室長1名を配置し、その業務支援として内部監査補助者1名を選任した2名で構成されており、内部監査専従者である内部監査室長の指揮のもと、独立した立場で内部監査計画に基づき監査を実施しております。原則として全部署に対し年1回以上の業務監査を実施し、内部監査結果については代表取締役社長及び監査役へ適宜報告を行っております。また、効率的な監査を実施するため、監査役及び会計監査人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

#### ホ.会計監査人

当社は太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しており、独立した立場からの会計監査を受けております。なお、同監査法人と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 企業統治に関するその他の事項

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制として、2021年10月27日開催の取締役会にて内部統制システムの基本方針について決議し、現在その基本方針に基づいて内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

# イ.内部統制システムの整備の状況

- a . 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (ア)取締役及び従業員は社会の一員として企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業運営に努める。また、コンプライアンス規程その他の社内規程を定め、企業倫理・法令遵守を周知徹底する。
- (イ) 取締役会規程に基づき取締役会を定期的に開催し、経営に関する重要な業務執行を審議決議するとと もに、他の取締役の職務の執行を相互に監督する。
- (ウ)取締役会は、取締役会規程、組織・職務権限規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役及び 従業員は法令・定款及び定められた規程に従い、業務を執行する。
- (エ)業務の適正化と経営の透明性等を確保するため、社外取締役による経営の監督機能の強化を行う。
- (オ)取締役の職務の執行に関する法令及び定款への適合性に関して、監査役監査規程に基づく監査役監査 の実施により確認する。
- (カ)他の業務執行部門から独立した組織である内部監査室は、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。その結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、取締役会及び常勤監査役に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
- (キ)リスク・コンプライアンス委員会を設置し、通常のリスク評価とともに、コンプライアンス規程に従い定期的に社内のコンプライアンス体制及び遵守状況について確認する。
- (ク) 社内における不正行為の早期発見又は相談と不祥事等の未然防止のための適正な処理の仕組みとして、内部通報規程に基づき内部通報制度「リンカーズ・ヘルプライン」を設置する。
- (ケ)業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面 から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わないものとする。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (ア)株主総会及び取締役会の議事録等の情報は、法令及び文書管理規程に基づき、保存及び管理する。保 管期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人などが閲覧、複写可能な状態とする。
- (イ)情報セキュリティ管理規程を制定し、情報資産の保護・管理を行う。
- c . 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (ア)自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程に 基づき、事業継続計画を始めとしたリスク管理体制を構築、運用する。
- (イ)リスク・コンプライアンス委員会にて、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い体制の整備、見直しを行う。
- (ウ)事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害及び損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア)取締役会は経営計画、予算等を決定し、業績及び目標達成状況のレビューを行うために、毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (イ)代表取締役社長による総括管理のもと、管掌役員制を採用する。各管掌取締役は、法令、定款、社内 規程及び社内基準に従い、管掌領域の経営を行う。また、管掌ごとに、主要な予算を設定し、定期的 に予算の達成度を検証することにより経営管理を行う。
- (ウ)取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執 行する。
- (エ)業務執行に関する責任者及びその責任範囲、手続については、組織・職務権限規程その他の社内規程 に定めるところによる。
- e . 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (ア)関係会社管理規程に基づき、主要な子会社の重要な決議事項は事前に当社取締役会にて審議承認を行う。
- (イ)子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとする。必要に応じて、適宜マニュアルを整備・運用するものとし、各社の状況に応じたリスクマネジメント体制を構築するものとする。
- (ウ) 当社のリスク・コンプライアンス委員会は、子会社の事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、リスク管理規程に基づきリスクの把握及び適切な対策を講じる。
- (エ)子会社の取締役及び監査役には、原則として当社の取締役、監査役、従業員を構成員に含めることにより企業集団内の情報伝達を推進し、当社及び子会社全体の業務の効率的な遂行を確保する。
- f.監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、並びに当該従業員の取締役会からの独立性及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (ア)監査役が必要とした場合、取締役は監査役と補助すべき人数、資格等を協議の上、従業員を監査役の 補助にあたらせる。選任された従業員は、監査役からの指揮命令を優先するものとする。
- (イ) 当該従業員の人事異動、評価、懲戒等に関しては、監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。
- g.取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- (ア)監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも当社及び子会社の取締役及び従 業員に報告を求めることができる。
- (イ)監査役は、監査計画に従って取締役会のほか各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し関係資料を閲覧することができる。
- (ウ) 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。
- (エ)取締役は監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
  - ・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
  - ・業績及び業績見通しの内容
  - ・内部監査の内容及び結果
  - ・内部情報提供制度に基づく情報提供の状況
  - ・行政処分の内容
  - ・前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項
- (オ)当社及び子会社の取締役並びに従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実や重大な法令 又は定款違反事実を認めた場合には、監査役に対して直接報告することができる。
- (カ)前項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。
- h.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (ア)監査役は、会計監査人、内部監査担当と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を 確保するものとする。
- (イ)監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換を行い、取締役会等の重要な会議体への出席により、経営方針、経営課題についての意思疎通を図り、効果的な監査業の遂行を図る。
- (ウ)監査役は監査業務に必要と判断した場合には、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門 家の意見を聴取することができる。
- i . 財務報告の適正性を確保するための体制
- (ア)当社は、財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備、運用を行う。
- (イ)財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財 務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
- (ウ)財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視及び評価し、不備が あれば必要な改善及び是正を行うとともに、関連法令との適合性を確保する。

- i . 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方、及びその整備状況
- (ア)当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力及びこれに類する団体とは取引先も含めて一切の関係をもたず、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、外部専門機関等と連携し、毅然とした姿勢で対応しなければならない。
- (イ)当社は、反社会的勢力に対して、反社会的勢力対応規程並びに反社会的勢力排除対応マニュアルを基 に対応を行う。

## 口. リスク管理体制の整備の状況

当社では、リスク管理に関して「リスク管理規程」を定めるとともに、代表取締役社長をリスク管理最高 責任者、経営管理部長をリスク管理責任者として、リスクの把握、最適なリスク管理体制の立案、推進を図 り、全社横断的なコンプライアンス体制を整備することにより、リスクの低減及びその適切な対応を図って おります。具体的には、リスク・コンプライアンス委員会における協議を経て、社内リスクの洗い出しと評 価及びリスク対策課題の策定を行い、リスクへの対応と予防、再発防止策の策定及び実施を行っておりま す。

また、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を責任者とした緊急対策本部を設置し、取締役、監査役、及び顧問弁護士その他外部アドバイザー等と連携して、損失を最小限にすべく迅速に対応する方針としております。

### 八.子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、上記の「内部統制システムの基本方針」に従って、子会社の業務の適正化を確保しております。

#### 取締役会で決議できる責任免除

当社は、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議をもって、取締役及び監査役(これらの者であった者を含む)の損害賠償責任を法令の定める限度において、免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。これに基づき、社外取締役水田正道、社外取締役長島聡、常勤監査役梅川栄吉、監査役保田隆明、監査役江尻琴美との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最高額としております。

### 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役等であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求に係る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由を設けております。

#### 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

## 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

## 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

### 取締役会決議事項とした株主総会決議事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

## 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を15回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	前田 佳宏	15回	15回
取締役	加福 秀亙	15回	15回
取締役	江頭 宏一	15回	15回
社外取締役	水田 正道	15回	14回
社外取締役	長島 聡	15回	15回

取締役会における具体的な検討内容としては、取締役会規程に基づく決議事項項目の他に、月次業績報告等による経営計画の進捗確認、必要に応じてサステナビリティに関する事項について協議しております。

# (2)【役員の状況】

# 役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	前田 佳宏	1977年 2 月28日	2006年2月2012年4月2017年7月2024年8月	京セラ株式会社 入社 株式会社野村総合研究所 入社 Distty株式会社(現当社) 代表取締役 当社 代表取締役社長(現任) 株式会社リンカーズOI研究所 取締役(現任) 当社イノベーション推進事業本部長(現任)	(注) 3	5,182,400 (注)5
取締役	加福 秀亙	1978年 7 月23日	2013年4月2017年4月2017年7月2018年10月	株式会社野村総合研究所 入社 Distty株式会社(現当社) 代表取締役 当社 オープンイノベーション推進本部長 当社 取締役副社長 当社 取締役(現任) 当社 マッチングプラットフォーム事業本部長	(注) 3	834,500
取締役 経営管理本部長	江頭 宏一	1970年 4 月23日	2001年3月 2007年7月 2008年2月 2011年4月 2012年12月 2013年6月 2017年1月 2017年10月 2021年12月	国土管理株式会社 入社 株式会社ネットマークス(現株式会社ユニアデックス) 入社 高島株式会社 入社 FXプライム株式会社(現GMOコイン株式会社) 入社 同社 財務経理部長 同社 経営管理部長 同社 取締役 当社 入社 経営管理部長 当社 取締役(現任) 当社 経営管理本部長(現任)	(注) 3	69,500
取締役	水田 正道	1959年 6 月13日	1988年7月 1995年6月 2008年10月 2010年6月 2013年6月 2016年6月 2021年4月	株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス) 入社 テンプスタッフ株式会社(現パーソルテンプスタッフ株式会社) 入社 同社 取締役 テンプホールディングス株式会社(現パーソルホールディングス株式会社) 常務取締役 同社 取締役副社長 同社 代表取締役社長 同社 代表取締役社長に0 同社 取締役会長(現任) 当社 社外取締役(現任)	(注) 3	-
取締役	長島 聡	1968年11月25日	1996年10月 2014年9月 2015年9月 2019年6月 2020年7月 2020年11月 2022年7月	株式会社ローランド・ベルガー 入社 同社 代表取締役 日本共同代表 同社 代表取締役社長 Roland Berger Holdings GmbH グローバル共同 代表 きづきアーキテクト株式会社 代表取締役(現 任)	(注)3	-
常勤監査役	梅川 栄吉	1951年11月28日	2000年4月2002年4月2007年10月2011年6月2019年2月2020年7月	東京芝浦電気株式会社(現株式会社東芝) 入社 同社 小向工場副工場長 同社 技師長 東芝電波システムエンジニアリング株式会社(現 東芝電波テクノロジー株式会社) 代表取締役社 長 東芝電波プロダクツ株式会社 常勤監査役 当社 監査役 当社 常勤監査役(現任) 株式会社リンカーズOI研究所 監査役(現任)	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	保田隆明	1974年11月16日	2002年6月2006年7月2010年4月2014年4月2015年9月2020年1月2020年7月2021年4月2022年4月2022年4月	リーマン・ブラザーズ証券株式会社 入社 UBS証券株式会社 入社 株式会社マイネット 社外取締役 小樽商科大学大学院商学研究科 准教授 昭和女子大学グローバルビジネス学部 准教授 神戸大学大学院経営学研究科 准教授 株式会社トラストバンク 社外取締役(現任) 当社 社外監査役(現任) 神戸大学大学院経営学研究科 教授 慶應義塾大学総合政策学部 教授(現任) サツドラホールディングス株式会社 社外取締役 (現任)	(注) 4	-
監査役	江尻 琴美 (戸籍名: 鶴田 琴美)	1974年 8 月12日	2008年12月 2009年1月 2020年7月 2021年1月 2022年6月	住友海上火災保険株式会社(現三井住友海上火災保険株式会社) 入社 弁護士登録 敬和綜合法律事務所 入所 同所 パートナー(現任) 当社 社外監査役(現任) 株式会社メイコー 社外監査役(現任) 株式会社JSH 社外取締役(現任)	(注) 4	-
計					6,086,400	

- (注)1. 取締役水田正道及び取締役長島聡は、社外取締役であります。
  - 2.監査役梅川栄吉、監査役保田隆明及び監査役江尻琴美は、社外監査役であります。
  - 3 . 就任の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
  - 4.就任の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
  - 5.代表取締役社長前田佳宏の所有株式数には、同氏の資産管理会社である合同会社SAKUNANAが所有する株式数を含んでおります。
  - 6.2025年10月24日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役5名選任の件」及び「監査役3名選任の件」を提案しておりますが、当該決議が承認可決された場合についても、役員の構成に変更はありません。

#### 社外役員の状況

当社の社外役員は、社外取締役2名、社外監査役3名(うち1名が常勤監査役)であります。

社外取締役には、各分野での豊富な経験や高い見識を活かして、公平公正な立場から業務執行を監督いただける方を選任しております。社外監査役には、専門的な知識と幅広い知見に基づき、独立した立場から当社の監査機能を強化いただける方を選任しております。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、その選任に際しましては、経歴や当社との関係を踏まえるとともに、一般株主との利益相反が生じることのないよう株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外取締役水田正道は、上場企業並びにその関連会社での社長を歴任し、多様な企業経営に関する幅広い知識 と経験を有しており、当社の経営全般の観点から業務執行いただけるものと判断しております。なお、当社との 間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役長島聡は、世界的大手コンサルティング会社の日本代表、グローバル共同代表を歴任し、企業経営の知見や豊富な経験を活かし業務執行いただけるものと判断しております。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役梅川栄吉は、上場企業並びにその関連会社での役員を歴任し、経営に関する相当程度の知識を有しております。豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に活かしていただけるものと判断しております。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役保田隆明は、金融機関における経験や会社経営全般に関して豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に活かしていただけるものと判断しております。なお、当社の新株予約権33個(新株予約権の目的となる株式の数33,000株)を保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役江尻琴美は、弁護士として培われた専門的な法務及びコンプライアンスに対する知見を有しており、当社の監査に活かしていただけるものと判断しております。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部 統制部門との関係

監査役監査において株主及び債権者の利益の保護を、会計監査において投資家保護を、内部監査において当社の継続的発展と企業価値の向上をそれぞれ目的として、三様監査(監査役監査・内部監査・会計監査人による会計監査)を実施し、当社の健全な経営及び継続的な発展に不可欠な内部統制の構築並びに運用状況及びその有効性の検証、評価を三様監査相互の連携及び相互補完を持って推進しております。

内部監査室長は内部統制部門として、内部監査報告書、財務報告に係る内部統制の評価結果並びに内部統制システム評価結果等の共有等を通じ、監査役と都度コミュニケーションを図り連携しております。

会計監査人と上記二者との連携に関しては、会計監査人による監査計画説明や監査結果報告会に監査役、内部 監査室長が出席することにより情報共有を図っているほか、監査実施時等、会計監査人内での作業を行う際に、 都度コミュニケーションを図っております。

社外取締役は、取締役会への出席を通じ会計監査及び内部監査の報告を受け、また、監査役会とも情報交換を行い、それぞれの監査との連携を図り、必要に応じて意見や助言を行うことで取締役の職務執行に対する監督機能を果たしております。

社外監査役は、監査役会や取締役会等への出席及び会計監査人や内部統制部門からの報告等を通じ、会計監査 及び内部監査の報告を受け、監査役監査の実効性、効率性を向上させております。

#### (3)【監査の状況】

#### 監査役監査の状況

当社の監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成されており、その全員が社外監査役であります。監査役会は、原則月1回開催しており、策定した監査計画に基づき実施した各監査役の監査業務の報告の他、会社の運営状況等について意見交換を行い、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。

当社の監査役監査は、定められた業務分担に基づき監査を実施し、監査役会において情報共有を図っており、毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会への出席、実地監査、意見聴取を実施するとともに、稟議書等の決裁書類の閲覧等を適宜行うことで、取締役の業務執行の監査を行っております。

なお、当社は2025年10月24日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「監査役3名選任の件」を 提案しておりますが、当該決議が承認可決された場合についても、監査役の構成に変更はありません。

#### イ. 各監査役の経験及び能力

役職名	氏名	経験及び能力
常勤監査役	梅川 栄吉	上場企業、並びにその関連会社での役員を歴任し、経営に関する相当程 度の知識を有しております。
監査役	保田 隆明	大学教授としての専門性並びに社外取締役等を歴任し、企業の経営者と しての経験、実績を有しております。
監査役	江尻 琴美	弁護士としての豊富な経験及び知識に基づき、金融商品取引法や企業コ ンプライアンスに対する十分な見識を有しております。

## 口. 監査役会の開催頻度及び出席状況

当社の監査役会は、原則として月1回開催され、必要に応じて随時開催することとしており、当事業年度における個々の監査役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
梅川 栄吉	13回	13回
保田隆明	13回	12回
江尻 琴美	13回	13回

#### 八,監査役会における具体的な検討内容

当社の監査役会における具体的な検討内容については、監査方針及び監査計画の策定、監査報告書の作成、内部統制の整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、株主総会への付議内容等であります。また、会計監査人からは期初に監査計画の説明を受け、期中には適宜監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受けるなど、緊密な連携を図っております。

#### 二. 常勤監査役の主な活動状況

当社の常勤監査役は、監査計画に基づき、重要な会議への出席や重要書類の閲覧、定期的な代表取締役社長との意見交換及び内部監査担当者との情報交換を実施するとともに、必要に応じて業務執行取締役から報告を受け、業務執行取締役の職務執行を不足なく監視できる体制を確保し、監査に取り組んでおります。

常勤監査役による監査実施状況については、監査役会で報告がなされ監査役間での情報共有を図っており、 取締役の職務執行に係る監査を十分に行える体制を確保しております。また、内部監査室及び会計監査人より 監査計画について説明を受けるとともに、定期的に監査状況についての情報交換を実施し、非常勤監査役と監 査役会でその共有や意見交換を行うことで、監査・監督の実効性を高い三様監査の実施を図っております。

#### 内部監査の状況

当社は、代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置しており、内部監査の責任者である内部監査室長1名に加え、その業務支援として内部監査補助者1名を選任することとし、内部監査専従者である内部監査室長の指揮のもと2名の体制にて内部監査を実施しております。内部監査室は、年度監査計画を策定し、「内部監査規程」に基づき、原則、毎期全部署を対象に監査を実施しております。

監査の実施内容については、各部門の業務に対し業務の運営が諸法規、会社の経営方針、諸規程等に準拠し、 適正かつ効率的に実施されているか否かを書類の閲覧やインタビュー等を通じ検証、評価しております。

内部監査の実効性を確保する取り組みとして、内部監査室の監査結果を速やかに被監査部門に共有するとともに、代表取締役社長のみならず取締役会並びに監査役会に対しても報告しております。代表取締役社長は、被監査部門に対して、監査結果をふまえて改善指示を行い、その後の改善状況についてフォローアップ監査を実施することにより、内部監査の実効性を確保しております。

また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況評価を内部監査室で実施しており、不備事項が確認された場合は、不備改善の指摘並びに財務報告への影響度に応じたフォローアップ手続きを監査法人と協議の上で行うこととしており、その評価結果については速やかに代表取締役社長へ報告しております。

なお、内部監査、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備、及び運用状況評価結果並びにそれらの是正状況については、監査役、会計監査人及び内部統制部門と定期的に会合を実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図っております。

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係につきましては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (2)役員の状況 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係」に記載のとおりであります。

### 会計監査の状況

## イ.監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

## 口.継続監査期間

2020年 7 月期以降 6 年間

#### ハ.業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 河島 啓太 指定有限責任社員 業務執行社員 大塚 弘毅

## 二.監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他5名であります。

# ホ.監査法人の選定方針と理由

監査法人の選任手続きに際して監査役会は、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等に則り、監査法人の専門性、独立性や監査費用の合理性などを総合的に勘案して判断することとしており、当該方針に基づき適任であると判断したため、太陽有限責任監査法人を選定しております。

監査役及び監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

なお、太陽有限責任監査法人は、金融庁から2023年12月26日付で業務停止処分を受けており、その概要は以下のとおりであります。

#### (1) 処分対象

太陽有限責任監査法人

(2) 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)

(3) 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

### へ.監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかを確認しております。監査役会は会計監査人の再任に関する確認決議をしており、その際には日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、会計監査人の職務執行に問題はないと評価しております。

なお、監査役会は、当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人が受けた業務停止処分等について、太陽 有限責任監査法人が当社の会計監査人、並びに監査公認会計士等として適格であるかを判断するために、行政 処分の内容、処分を受けるに至った理由、背景について報告を受けるとともに、同監査法人が金融庁に提出し た業務改善計画の内容についてヒアリングを実施しました。

その結果、同監査法人の再発防止に向けた改善への取組、及び当社に対する会計監査業務は適正かつ厳格に 実行されていることを評価した上で、当社の選定方針にふまえて検討を実施し、再任について同意したもので あります。

ト.監査法人の異動 該当事項はありません。

#### 監査報酬の内容等

イ.監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	
18,000	-	

	当連結会計年度		
区分	監査証明業務に基づく 報酬(千円)	非監査業務に基づく報 酬(千円)	
提出会社	24,000	-	
計	24,000	-	

(監査公認会計士等の非監査業務の内容)

(前事業年度)

該当事項はありません。

- (当連結会計年度) 該当事項はありません。
- 口.監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬の内容(イ.を除く) 該当事項はありません。
- ハ.その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容 該当事項はありません。

#### 二.監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針につきましては、監査日数、当社の規模・業務の特性等の要素を勘案の上、監査役会の同意を得て、取締役会で決定しております。

#### ホ.監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、当該事業年度の監査計画に係る監査日数・人員計画等から見積もられた報酬額に関する会計監査人の説明をもとに、前事業年度の実績の評価をふまえ算定根拠等について確認した結果、その内容は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

## (4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

#### イ.役員の報酬等に関する株主総会の決議

当社役員の報酬等の額は、2017年7月3日の臨時株主総会において、取締役については賞与を含めた1事業年度あたりの取締役の報酬等の年額を150,000千円以内、監査役については同30,000千円以内とそれぞれ決議されております。なお、当該決議日時点の取締役の員数は3名(うち社外取締役0名)、監査役の員数は1名(うち社外監査役1名)であります。

また、上記報酬等のほか、2023年10月26日開催の第12期定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く)を対象とする譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額は、年額15,000千円以内と決議されており、本書提出日現在において、これらの限度額に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役3名であります。

#### 口,役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年10月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について社外役員に諮り、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、社外役員からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

# a. 固定報酬

取締役の固定報酬は月例報酬とし、各取締役の報酬の額については、2024年10月25日に定めた「役員報酬設計方針」及び「役員報酬(内規)」に基づき職務の内容や責任及び成果等を総合的に勘案して、代表取締役社長前田佳宏が各取締役の報酬額を策定し、取締役会の決議事項として社外取締役及び社外監査役の意見を聴取した上で決定しております。

# b. 業績連動報酬(役員賞与)

取締役の業績連動報酬(役員賞与)は、取締役に業績へのコミットを動機づける内容とし、取締役会の 決議事項として社外取締役及び社外監査役の意見を聴取した上で、前記方針に基づき、予算達成時の達成 率を勘案して役位に応じて配分することとしており、営業損失となった場合は、当該役員賞与の支給は行 わない方針としております。

## c.譲渡制限付株式報酬(非金銭報酬等)

取締役の譲渡制限付株式報酬(非金銭報酬等)は、当社の取締役が、当社の企業価値の持続的な向上を 図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とし、各取締役 への割当株式数は、取締役会において決定の上、毎年一定の時期に支給するものとしております。

なお、譲渡制限付株式報酬については、2023年10月26日開催の第12期定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く)を対象とする譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額は、年額15,000千円以内と決議されており、本書提出日現在において、これらの限度額に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役3名であります。

上記に加え、当社は、2025年9月25日付開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」)の見直しを行い、本制度に関する取締役(社外取締役を除く)の報酬改定の議案を2025年10月24日付開催予定の第14期定時株主総会に付議することといたしました。詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

# 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

	お酬答の必要	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる	
役員区分	報酬等の総額 (千円)	固定報酬	業績連動報 酬(賞与)	ストック オプション	譲渡制限付株式報酬	左記のう ち、非金銭 報酬等	役員の員数 (人)
取締役 (社外取締役を除く。)	78,024	72,000	-	-	6,024	6,024	3
監査役 (社外監査役を除く。)	-	ı	-	-	-	-	-
社外役員	23,400	23,400	-	-	-	-	5

(注)取締役(社外取締役を除く。)に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、譲渡制限付株式報酬6,024千円であります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの 該当事項はありません。

## (5)【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、もっぱら株式の価値を変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外を目的として保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式 該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式 該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

# 第5【経理の状況】

- 1.連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
  - (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
  - (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当連結会計年度(2024年8月1日から2025年7月31日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下 に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッ シュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

# 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年8月1日から2025年7月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年8月1日から2025年7月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し情報収集等を行っております。また、監査法人やその他各種団体等が主催するセミナー等に参加するほか、財務・会計の専門書の定期購読等を行い積極的な情報収集に努めております。

# 1【連結財務諸表等】

# (1)【連結財務諸表】 【連結貸借対照表】

(単位:千円)

	当連結会計年度 ( 2025年 7 月31日 )
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	912,518
売掛金	1 144,063
仕掛品	7,424
前渡金	95
前払費用	35,462
流動資産合計	1,099,564
固定資産	.,,,,,,,,,
有形固定資産	
建物	17,982
工具、器具及び備品	6,875
有形固定資産合計	2 24,858
無形固定資産	
ソフトウエア	137,281
ソフトウエア仮勘定	38,586
無形固定資産合計	175,867
投資その他の資産	173,007
教金及び保証金	52,152
長期前払費用	11,118
その他	112
投資その他の資産合計	63,383
放真との他の負性日前 固定資産合計	264,110
資産合計	1,363,674
	1,363,674
負債の部	
流動負債 1 年内返済予定の長期借入金	9,996
未払金	75,746
未払費用	20,204
未払法人税等	5,919
前受金	56,909
預り金	7,700
賞与引当金	51,924
その他	14,166
流動負債合計	242,568
固定負債	242,000
長期借入金	3,352
固定負債合計	3,352
與此時限口的 負債合計	245,920
純資産の部	243,920
無具性の部 株主資本	
資本金	249,165
資本剰余金	991,040
利益剰余金	122,450
州 <u>血</u> 刺赤並 株主資本合計	1,117,754
(杯工員平口司) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	1,117,754
負債純資産合計	1,363,674

# 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 【連結損益計算書】

(単位:千円)

	(1.4.110)
	当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
	1 1,360,735
売上原価	440,878
売上総利益	919,856
販売費及び一般管理費	2 1,377,845
営業損失( )	457,988
営業外収益	
受取利息	29
受取配当金	3
補助金収入	з 30,000
雑収入	340
営業外収益合計	30,373
営業外費用	
支払利息	563
為替差損	253
営業外費用合計	817
経常損失( )	428,433
特別損失	
減損損失	4 117,195
特別損失合計	117,195
税金等調整前当期純損失( )	545,628
法人税、住民税及び事業税	2,585
法人税等合計	2,585
当期純損失( )	548,214
親会社株主に帰属する当期純損失( )	548,214

# 【連結包括利益計算書】

(単位:千円)

当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

当期純損失(	)	548,214
包括利益		548,214
(内訳)		
A 4 - 1 1 / 1 .		

# 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	批员住口引	
当期首残高	245,065	986,940	425,763	1,657,768	1,657,768	
当期変動額						
新株の発行(譲渡制限付株 式の発行)	4,100	4,100		8,200	8,200	
親会社株主に帰属する当期 純損失( )			548,214	548,214	548,214	
当期変動額合計	4,100	4,100	548,214	540,014	540,014	
当期末残高	249,165	991,040	122,450	1,117,754	1,117,754	

(単位:千円)

当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

	王	2025年 / 月31日 )
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失( )		545,628
減価償却費		109,230
株式報酬費用		6,024
減損損失		117,195
賞与引当金の増減額( は減少)		7,464
受取利息及び受取配当金		32
支払利息		563
売上債権の増減額( は増加)		12,775
棚卸資産の増減額(は増加)		2,598
前渡金の増減額(は増加)		3,971
前払費用の増減額( は増加)		18,672
未払金の増減額(は減少)		26,259
未払費用の増減額(は減少)		5,304
前受金の増減額( は減少)		24,586
預り金の増減額( は減少)		1,971
その他		6,967
小計		232,823
利息及び配当金の受取額		27
利息の支払額		553
法人税等の支払額		1,145
法人税等の還付額		6,724
営業活動によるキャッシュ・フロー		227,769
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出		100,930
投資活動によるキャッシュ・フロー		100,930
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出		9,996
財務活動によるキャッシュ・フロー		9,996
現金及び現金同等物の増減額( は減少)		338,696
現金及び現金同等物の期首残高		1,251,215
現金及び現金同等物の期末残高		912,518

#### 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1.連結の範囲に関する事項
  - (1)連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社リンカーズOI研究所

当連結会計年度において新設分割により株式会社リンカーズ01研究所を設立したため、連結の範囲に含めております。

2.持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。

3.連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

- 4 . 会計方針に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - イ.棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年~15年

工具、器具及び備品 4年~15年

口.無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
  - イ.賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

口. 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。なお、当連結会計年度に係る役員賞与は支給しないため、当連結会計年度末において役員賞与引当 金は計上しておりません。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社グループは、確定拠出年金制度を採用しており、確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下のとおりであります。

## (1) ビジネスマッチング事業

<sup>r</sup>Linkers Sourcing <sub>J</sub>

「Linkers Sourcing」は、当社グループが提供するマッチングプラットフォームを用いたものづくり系マッチングサービスであり、サービスを利用する顧客の案件探索時や面談ないしは成約に至った場合に履行義務が充足されることから、案件探索時に 基本利用料を収益として認識し、また面談ないしは成約に至った時点で 成果報酬(面談)、 成果報酬(成約)を収益として認識しております。

<sup>r</sup>Linkers Marketing」

「Linkers Marketing」は、当社グループが提供するマッチングプラットフォームにて、発注企業が保有する技術・製品を必要とする会社との面談機会創出の支援を行う技術・製品の用途開拓サービスであります。サービスを利用する顧客の案件探索時や面談に至った場合に履行義務が充足されることから、案件探索時に基本利用料を、面談に至った場合に成果報酬(面談)をそれぞれ収益として認識しております。

LFB (Linkers for BANK/Linkers for Business) J

「LFB」は、マッチングプラットフォームをベースとしたSaaS型ビジネスマッチングシステムを用いた地域金融機関、及び事業会社が取り扱うビジネスマッチングの成約率向上に特化したサービスであります。導入機関へのシステムの導入時や主に契約期間に応じて履行義務が充足されることから、顧客によるシステム導入の検収が完了した時点で 導入支援料を、サービス利用開始から月額利用料を主に契約期間に従って継続的に収益として認識しております。

## (2) リサーチ事業

「Linkers Research」

「Linkers Research」は、技術専門性のあるリサーチャーが調査結果をまとめたレポート等を提供するサービスであり、顧客が成果物の検収時に履行義務が充足されることから、顧客が成果物の検収時に収益を認識しております。

「Linkers Research Clip」

「Linkers Research Clip」は、「Linkers Research」にて作成したレポート等をWebアプリにより社内共有できるサービスであり、サービス利用期間に応じて履行義務が充足されることから、サービス利用開始から契約期間に従って継続的に収益として認識しております。

また、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から 第三者に対する支払い額を控除した純額を収益として認識しております。

なお、約束された対価は履行義務の充足時点から短期間で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

## (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

### (重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	(112113
	当連結会計年度
減損損失	117,195

# (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### 算出方法

当社グループは、事業に係る固定資産については、主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。資産グループごとに減損の兆候の有無を判定し、減損の兆候があると認められる資産グループについては、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

当連結会計年度は、営業損益が一部事業の資産グループにおいて継続的にマイナスとなっていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否の判定を行いました。検討の結果、当連結会計年度において、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ると判断されたため、減損損失を計上しております。その詳細については「注記事項(連結損益計算書関係) 4 減損損失」に記載しております。

## 主要な仮定

当該割引前将来キャッシュ・フローを算定する主要な仮定は、営業人員数の予測です。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

減損兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討を行っておりますが、経営環境及び市場環境の変化による収益性の変動等により、翌連結会計年度において他の資産グループも減損損失の認識が必要となる場合があります。

#### (未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

# (1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

## (2) 適用予定日

2028年7月期の期首から適用します。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## (会計上の見積りの変更)

(耐用年数の変更)

当社は、2025年4月15日開催の取締役会において、本社移転を決議しております。これに伴い、移転後利用 見込みのない固定資産について耐用年数を短縮し、移転予定日までの期間で減価償却が完了するように当連結 会計年度より、耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の減価償却費は16,979千円増加し、営業損失、経常損失 及び税金等調整前当期純損失は同額増加しております。

### (連結貸借対照表関係)

1 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (2025年7月31日)

売掛金 144.063千円

2 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (2025年7月31日)

減価償却累計額 51,314千円

# 3 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における借入金未実行残高は次のとおりであります。

当連結会計年度 (2025年7月31日)

当座貸越極度額500,000千円借入実行残高-差引額500,000

## (連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。 顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から 生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

給料及び手当597,728千円業務委託料163,504賞与引当金繰入額41,728減価償却費25,844システム経費150,008

## 3 補助金収入

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

補助金収入は、独立行政法人中小企業基盤整備機構による「事業再構築補助金」に係る補助金であります。

#### 4 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都文京区	事業用資産	ソフトウエア

減損損失を認識するに至った経緯

事業用資産について、収益性の低下により、減損損失を認識するものであります。

減損損失の金額 117,195千円

資産のグルーピングの方法

事業用資産においては、事業区分を基準にグルーピングを行っております。

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであることから、回収可能価額をゼロとし、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

## (連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末株
	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)	式数(株)
普通株式(注)	13,747,000	50,000	-	13,797,000

- (注)発行済株式総数の増加50,000株は、譲渡制限付株式報酬としての新株の発行による増加であります。
  - 2.自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
  - 3.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 ストック・オプションとしての新株予約権のため、目的となる株式の種類及び数の記載を省略しております。なお、新株予約権の当連結会計年度末の残高はありません。
  - 4.配当に関する事項 該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

現金及び預金勘定	912,518千円
- 現金及び現金同等物	912,518

## (金融商品関係)

- 1.金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、資金調達について増資又は金融機関からの借入を基本としております。また、デリバティブ取引や投機的な取引は行わない方針であります。今後、リスクを回避するためにデリバティブ取引を行う必要が生じた場合は、規程等の整備を行った上で実行する方針であります。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、敷金及び保証金は、主に建物の賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金はそのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で2年以内であります。未払金及び借入金は、流動性リスクに晒されております。

#### (3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、「与信管理規程」に従い、営業債権について、財務経理部が主要な取引先の状況を 定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の信用悪化等 による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当連結会計年度の連結貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社グループは、各部門からの報告に基づき、財務経理部が適時に資金繰り状況を管理するととも に、手許流動性を一定水準以上維持することにより、流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

# 2.金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金及び未払金については、現金であること及び短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

# 当連結会計年度(2025年7月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)		
敷金及び保証金	52,152	51,981	170		
資産計	52,152	51,981	170		
長期借入金( )	13,348	13,238	109		
負債計	13,348	13,238	109		

<sup>( )1</sup>年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

## (注)1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(2025年7月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	912,518	-	-	-
売掛金	144,063	-	-	-
敷金及び保証金	51,802	-	-	350
合計	1,108,384	-	-	350

# 2. 借入金の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(2025年7月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 ( 千円 )	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 ( 千円 )
長期借入金	9,996	3,352	1	-	ı	-
合計	9,996	3,352	1	-		-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算

定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品 当連結会計年度(2025年7月31日) 該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 当連結会計年度(2025年7月31日)

区分	時価 ( 千円 )			
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	51,981	-	51,981
資産計	-	51,981	-	51,981
長期借入金( )	-	13,238	-	13,238
負債計	-	13,238	-	13,238

- ( ) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。
- (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

# 敷金及び保証金

この時価は、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間及び国債の利回り等適切な利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金

この時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値 法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

# (退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要 当社グループは、確定拠出年金制度を採用しております。

# 2.確定拠出制度

当社グループの確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度6,383千円であります。

# (ストック・オプション等関係)

1 . ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社グループはストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の 単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第 5 回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション
付与対象者の区分及 び人数	当社取締役 1名 社外協力者 3名	社外協力者 1名	当社取締役 1名 社外協力者 1名	当社取締役 1名 当社従業員 7名
株式の種類別のス トック・オプション の数(注)	普通株式 266,000株	普通株式 10,000株	普通株式 130,000株	普通株式 30,000株
付与日	2012年 4 月10日	2013年10月24日	2016年 3 月25日	2017年10月27日
権利確定条件	権利確定条件は定めて おりません。なお、細 則については、当社と 付与対象者の間で締結 する「新株予約権割当 契約書」で定めており ます。	同左	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	自 2014年4月11日 至 2032年3月10日	自 2013年10月24日 至 2033年10月23日	自 2018年4月1日 至 2026年2月28日	自 2019年10月28日 至 2027年9月27日

	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション	第13回 ストック・オプション
付与対象者の区分及 び人数	当社取締役 1名 当社従業員 20名	当社取締役 1名 当社従業員 56名	当社従業員 61名	当社従業員 63名
株式の種類別のス トック・オプション の数(注)	普通株式 85,000株	普通株式 120,000株	普通株式 78,500株	普通株式 121,500株
付与日	2018年5月7日	2018年7月31日	2021年11月16日	2022年 3 月16日
権利確定条件	権利確定条件は定めて おりません。なお、細 則については、当社と 付与対象者の間で締結 する「新株予約権割当 契約書」で定めており ます。	同左	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	自 2020年5月8日 至 2028年4月7日	自 2020年8月1日 至 2028年6月30日	自 2023年11月16日 至 2031年11月15日	自 2024年3月16日 至 2032年3月15日

<sup>(</sup>注)株式数に換算して記載しております。なお、2021年11月12日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、また、2022年7月2日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますので、分割後の株式数に換算して記載しております。

# (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年7月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

		第1回 ストック・オプション	第 5 回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利確定前	(株)			
前事業年度末		-	-	-
付与		•	1	-
失効		1	ı	-
権利確定		1	ı	-
未確定残		-	1	-
権利確定後	(株)			
前事業年度末		66,000	10,000	100,000
権利確定		-	-	-
権利行使		1	ı	1
失効		•	,	-
未行使残		66,000	10,000	100,000

		第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション
権利確定前	(株)			
前事業年度末		-	-	-
付与		-	-	-
失効		-	-	-
権利確定		•	•	-
未確定残		•	•	-
権利確定後	(株)			
前事業年度末		4,000	45,000	29,000
権利確定		-	-	-
権利行使		-	-	-
失効		•	2,000	7,000
未行使残		4,000	43,000	22,000

		<u> </u>	
		第12回 ストック・オプション	第13回 ストック・オプション
権利確定前	(株)		
前事業年度末		-	1
付与		-	•
失効		-	-
権利確定		•	
未確定残	,	-	-
権利確定後	(株)		
前事業年度末		48,100	78,000
権利確定		-	1
権利行使		-	-
失効		8,900	11,800
未行使残		39,200	66,200

(注) 2021年11月12日付で株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行っており、また、2022年7月2日付で普通株式 1 株につき10株の割合で株式分割を行っておりますので、分割後の株式数に換算して記載しております。

# 単価情報

		第 1 回 ストック・オプション	第 5 回 ストック・オプション	第 8 回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	10	10	90
行使時平均株価	(円)	-	-	-
付与日における公正な評価質	単価 (円)	-	-	-

		第 9 回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	250	350	480
行使時平均株価	(円)	-	-	-
付与日における公正な評価	工単価 (円)	-	-	-

		第12回 ストック・オプション	第13回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	300(注)2	300(注)2
行使時平均株価	(円)	-	-
付与日における公正な評価単価	(円)	-	-

- (注) 1.2021年11月12日付で株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行っており、また、2022年 7 月 2 日付で普通株式 1 株につき10株の割合で株式分割を行っておりますので、分割後の価格に換算して記載しております。
  - 2.第12回ストック・オプション及び第13回ストック・オプションの権利行使価格は、株式公開時の公開価格としておりましたが、2022年10月26日に当社株式は上場したため、株式公開時の公開価格である300円を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。なお、単位当たりの本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、DCF法により算出しております。

4.ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

- 5.ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源 的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における 本源的価値の合計額
  - (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

19,456千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における 本源的価値の合計額

- 千円

# (税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当連結会計年度 (2025年7月31日)

	(2025年7月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	218,644千円
減損損失	42,088
賞与引当金	15,901
敷金償却	3,532
株式報酬費用	2,838
未払費用	2,712
未払事業税	1,023
その他	1,348
繰延税金資産小計	288,090
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	218,644
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	69,445
評価性引当額小計	288,090
繰延税金資産合計	
繰延税金資産の純額	-

# (注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2025年7月31日)

	~~~~~	( 75	/				
	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5 年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 ( )	-	1	1	59,441	1	159,203	218,644
評価性引当額	-	-	-	59,441	1	159,203	218,644
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

- ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
  - 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度(2025年7月31日)

税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年8月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金 資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、変更後の法定実効税率を適用したことによる連結財務諸表に与える影響はありません。

#### (企業結合等関係)

共通支配下の取引等

1.取引の概要

・対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称:リサーチ事業

事業の内容:グローバル技術リサーチサービス「Linkers Research」の提供

・会社分割日 2024年8月1日

会社分割の法的形式

リンカーズ株式会社を分割会社とし、株式会社リンカーズ01研究所を承継会社とする新設分割

・分割後企業の名称 株式会社リンカーズ01研究所

・その他取引の概要に関する事項

リサーチ事業のさらなる拡大に向け、本新設分割により、技術情報リサーチに特化した独自のリサーチ プラットフォームの拡充や、専門性をもった外部技術リサーチャーネットワークを軸に、機動的な事業運 営を進めることを目的に実施したものです。

#### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理を行っております。

### (資産除去債務関係)

当社グループは、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務と認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

なお、当連結会計年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しており、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当連結会計年度の負担に属する金額は2,428千円であり、当連結会計年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は17,000千円であります。

# (収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

(単位:千円)

	報告セク		
	ビジネス マッチング事業	リサーチ事業	合計
一時点で移転される財又はサービス	540,982	313,149	854,131
一定の期間にわたり移転される財又は サービス	506,603	-	506,603
顧客との契約から生じる収益	1,047,585	313,149	1,360,735
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	1,047,585	313,149	1,360,735

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
  - (1)契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	131,288
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	144,063

契約負債については、残高に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、契約負債は、それぞれのサービスにおける契約に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

# (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を 適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

# (セグメント情報等)

# 【セグメント情報】

1.報告セグメントの概要

当社グループの事業は、従来、ビジネスマッチング事業の単一事業でありましたが、当連結会計年度において、リサーチサービスを分社化し、株式会社リンカーズのI研究所(以下、「OI研究所」)を連結子会社として設立したことに伴い、当連結会計年度より報告セグメントを「ビジネスマッチング事業」の単一事業から、探索・マッチングサービスとその他サービスにて構成される「ビジネスマッチング事業」及びOI研究所が提供する「リサーチ事業」の2区分に変更しております。

2.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報 当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

(単位:千円)

	報告セク	<b>△≒</b> ↓ ⟨;; ⟩	
	ビジネス マッチング事業	リサーチ事業	合計(注)
売上高			
外部顧客への売上高	1,047,585	313,149	1,360,735
セグメント間の内部売 上高又は振替高	-	-	1
計	1,047,585	313,149	1,360,735
セグメント損失( )	407,169	50,819	457,988
セグメント資産	1,291,429	72,245	1,363,674
その他の項目			
減価償却費	92,350	16,879	109,230
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	93,309	38,558	131,867

(注)セグメント損失()は、連結損益計算書の営業損失と一致しております。

### 【関連情報】

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

	製品			
	探索・マッチング サービス	リサーチサービス	合計	
外部顧客への売上高	807,134	361,726	191,875	1,360,735

# 2.地域ごとの情報

# (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

# (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

# 3.主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める外部顧客がないため、記載を省略しております。

# 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

(単位:千円)

	ビジネス マッチング事業	リサーチ事業	全社・消去	合計
減損損失	47,485	69,710	ı	117,195

# 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日) 該当事項はありません。

# 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日) 該当事項はありません。

# 【関連当事者情報】

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

- 1. 関連当事者との取引 該当事項はありません。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記 該当事項はありません。

# (1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
1株当たり純資産額	81.01円
1株当たり当期純損失( )	39.78円

- (注) 1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失である ため記載しておりません。
  - 2.1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失( )(千円)	548,214
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 ( )(千円)	548,214
期中平均株式数(株)	13,782,479
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要	第1回新株予約権(新株予約権の数66個(普通株式66,000株))、第5回新株予約権(新株予約権の数10個(普通株式10,000株))、第8回新株予約権(新株予約権の数100個(普通株式100,000株))、第9回新株予約権(新株予約権の数4個(普通株式4,000株))、第10回新株予約権(新株予約権の数43個(普通株式43,000株))、第11回新株予約権(新株予約権の数22個(普通株式22,000株))、第12回新株予約権(新株予約権の数3,920個(普通株式39,200株))及び第13回新株予約権(新株予約権の数3,920個(普通株式39,200株))及び第13回新株予約権(新株予約権の数6,620個(普通株式66,200株))。

# (重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬制度の改定)

当社は、2025年9月25日付開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の見直しを行い、本制度に関する取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)の報酬改定の議案を2025年10月24日付開催予定の第14期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしました。

### 1.取締役の報酬改定

当社の取締役の金銭報酬は、2017年7月3日付開催の臨時株主総会において、年額150,000千円以内とご 承認いただいております。

また、上記金銭報酬とは別枠で、当社は、2023年10月26日付開催の第12期定時株主総会において、本制度を導入すること並びに本制度に基づき、当社の対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬として支給する金銭債権を年額15,000千円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年50,000株以内とすることにつき、ご承認いただいております。

今般、当社は、対象取締役にさらなる企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、 株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を一部改定し、譲渡制限株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額30,000千円以内、交付する当社株式数の上限を年100,000株以内に 改定する予定です。

#### 2.本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬総額は、年額30,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年100,000株以内といたします。ただし、当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。

なお、本制度の導入目的の一つである株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、本制度により付与される譲渡制限付株式には3年間から5年間までの間で取締役会が定める期間の譲渡制限を付しております。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利とならない範囲において、取締役会で決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

対象取締役は、あらかじめ定められた期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること

一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が当社の定める証券会社に開設する譲渡制限付株式の専用口座において管理される予定です。

# (資金の借入)

当社は、2025年10月15日開催の取締役会において、資金の借入に関して決議し、同日付で借入を実行いたしました。

# 1.借入の目的

当社本社移転に伴う敷金及び工事費用のための資金を確保することを目的とするものです。

# 2.借入の概要

(1)借入先 株式会社りそな銀行

(2)借入金額 156,000千円

(3)借入金利 基準金利+スプレッド

(4)借入期間 3年

(5)実行日 2025年10月15日(6)担保等の有無 無担保・無保証

# 【連結附属明細表】

# 【社債明細表】

該当事項はありません。

# 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	9,996	9,996	1.60	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	13,348	3,352	1.60	2026年11月
合計	23,344	13,348	-	-

- (注)1.平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
  - 2.長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内	2 年超 3 年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
長期借入金	3,352	-	-	-

# 【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

# (2)【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(千円)	608,143	1,360,735
税金等調整前中間(当期)純損失( )(千円)	249,705	545,628
親会社株主に帰属する中間(当期)純損失( )(千円)	250,996	548,214
1株当たり中間(当期)純損失( )(円)	18.23	39.78

# 2【財務諸表等】

# (1)【財務諸表】 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年7月31日)	当事業年度 (2025年 7 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,251,215	880,220
売掛金	131,288	117,773
仕掛品	4,825	-
前渡金	4,067	95
前払費用	54,145	29,229
短期貸付金	-	2 45,000
その他	12,941	2 25,165
流動資産合計	1,458,482	1,097,484
固定資産		
有形固定資産		
建物	38,378	17,982
工具、器具及び備品	9,896	6,875
有形固定資産合計	1 48,275	1 24,858
無形固定資産		
ソフトウエア	262,007	137,281
ソフトウエア仮勘定	13,196	38,586
無形固定資産合計	275,204	175,867
投資その他の資産		
関係会社株式	-	159,620
敷金及び保証金	54,580	52,152
長期前払費用	8,942	11,118
その他	103	112
投資その他の資産合計	63,627	223,004
固定資産合計	387,106	423,731
資産合計	1,845,589	1,521,215

(単位:千円)

		(十四:113)
	前事業年度 (2024年7月31日)	当事業年度 (2025年 7 月31日)
負債の部		
流動負債		
1 年内返済予定の長期借入金	9,996	9,996
未払金	61,679	2 85,057
未払費用	14,900	20,204
未払法人税等	5,384	5,629
前受金	32,323	55,809
預り金	5,728	7,695
賞与引当金	44,460	51,924
流動負債合計	174,472	236,317
固定負債		
長期借入金	13,348	3,352
固定負債合計	13,348	3,352
負債合計	187,820	239,669
純資産の部		
株主資本		
資本金	245,065	249,165
資本剰余金		
資本準備金	145,065	149,165
その他資本剰余金	841,875	841,875
資本剰余金合計	986,940	991,040
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	425,763	41,340
利益剰余金合計	425,763	41,340
株主資本合計	1,657,768	1,281,546
純資産合計	1,657,768	1,281,546
負債純資産合計	1,845,589	1,521,215

# 【損益計算書】

前事業年度 当事業年度

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
	1,464,541	1 1,091,766
売上原価	509,362	1 336,512
売上総利益	955,179	755,254
販売費及び一般管理費	2 1,178,611	1, 2 1,194,883
営業損失( )	223,432	439,629
営業外収益		
受取利息	-	1 202
受取配当金	3	3
経営指導料	-	1 75,231
補助金収入	з 99,947	з 30,000
その他	216	340
営業外収益合計	100,166	105,777
営業外費用		
支払利息	503	563
為替差損	210	229
その他	150	<u> </u>
営業外費用合計	864	793
経常損失( )	124,130	334,645
特別損失		
固定資産除却損	0	-
減損損失	<u> </u>	4 47,485
特別損失合計	0	47,485
税引前当期純損失( )	124,130	382,131
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,291
法人税等調整額	74,323	-
法人税等合計	76,614	2,291
当期純損失( )	200,744	384,422

# 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

(単位:千円)

	株主資本							
			資本剰余金		利益親	制余金		
	資本金	資本準備金	その他資	資本剰余金	その他利 益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	純資産合計
		貝平华佣立		合計				
当期首残高	237,338	137,338	841,875	979,213	626,508	626,508	1,843,059	1,843,059
当期変動額								
新株の発行(譲渡 制限付株式の発 行)	5,962	5,962		5,962			11,924	11,924
新株の発行(新株 予約権の行使)	1,765	1,765		1,765			3,530	3,530
当期純損失( )					200,744	200,744	200,744	200,744
当期変動額合計	7,727	7,727	1	7,727	200,744	200,744	185,290	185,290
当期末残高	245,065	145,065	841,875	986,940	425,763	425,763	1,657,768	1,657,768

# 当事業年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

(単位:千円)

	株主資本							
		資本剰余金			利益親	制余金		
	資本金	資本準備金	その他資	資本剰余金	その他利 益剰余金	利益剰余金	]  株主資本  合計	純資産合計
			本剰余金	合計	繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	245,065	145,065	841,875	986,940	425,763	425,763	1,657,768	1,657,768
当期変動額								
新株の発行(譲渡 制限付株式の発 行)	4,100	4,100		4,100			8,200	8,200
当期純損失( )					384,422	384,422	384,422	384,422
当期変動額合計	4,100	4,100	-	4,100	384,422	384,422	376,222	376,222
当期末残高	249,165	149,165	841,875	991,040	41,340	41,340	1,281,546	1,281,546

#### 【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1)子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
  - (2) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年~15年

工具、器具及び備品 4年~15年

#### (2)無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

### 3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### (2)役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 なお、当事業年度に係る役員賞与は支給しないため、当事業年度末において役員賞与引当金は計上して おりません。

# 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下のとおりであります。

(1) Linkers Sourcing

「Linkers Sourcing」は、当社が提供するマッチングプラットフォームを用いたものづくり系マッチングサービスであり、サービスを利用する顧客の案件探索時や面談ないしは成約に至った場合に履行義務が充足されることから、案件探索時に 基本利用料を収益として認識し、また面談ないしは成約に至った時点で 成果報酬(面談)、 成果報酬(成約)を収益として認識しております。

(2) Linkers Marketing

「Linkers Marketing」は、当社が提供するマッチングプラットフォームにて、発注企業が保有する技術・製品を必要とする会社との面談機会創出の支援を行う技術・製品の用途開拓サービスであります。サービスを利用する顧客の案件探索時や面談に至った場合に履行義務が充足されることから、案件探索時に基本利用料を、面談に至った場合に成果報酬(面談)をそれぞれ収益として認識しております。

(3) LFB (Linkers for BANK/Linkers for Business) J

「LFB」は、マッチングプラットフォームをベースとしたSaaS型ビジネスマッチングシステムを用いた地域金融機関、及び事業会社が取り扱うビジネスマッチングの成約率向上に特化したサービスであります。導入機関へのシステムの導入時や主に契約期間に応じて履行義務が充足されることから、顧客によるシステム導入の検収が完了した時点で、導入支援料を、サービス利用開始から 月額利用料を主に契約期間に従って継続的に収益として認識しております。

また、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払い額を控除した純額を収益として認識しております。

なお、約束された対価は履行義務の充足時点から短期間で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

### 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

当社は、確定拠出年金制度を採用しており、確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

#### (重要な会計上の見積り)

# 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	前事業年度 ( 2024年 7 月31日 )	当事業年度 (2025年7月31日)	
減損損失	-	47,485	

# (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 算出方法

当社は、事業に係る固定資産については、主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。資産グループごとに減損の兆候の有無を判定し、減損の兆候があると認められる資産グループについては、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

当事業年度は、営業損益が一部事業の資産グループにおいてマイナスとなることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否の判定を行いました。検討の結果、当事業年度において、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ると判断されたため、減損損失を計上しております。その詳細については「注記事項(損益計算書関係) 4 減損損失」に記載しております。 主要な仮定

当該割引前将来キャッシュ・フローを算定する主要な仮定は、営業人員数の予測です。

#### 翌事業年度の財務諸表に与える影響

減損兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討を行っておりますが、経営環境及び市場環境の変化による収益性の変動等により、翌事業年度において他の資産グループも減損損失の認識が必要となる場合があります。

# (表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

### (会計上の見積りの変更)

# (耐用年数の変更)

当社は、2025年4月15日開催の取締役会において、本社移転を決議しております。これに伴い、移転後利用 見込みのない固定資産について耐用年数を短縮し、移転予定日までの期間で減価償却が完了するように当事業 年度より、耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費は16,979千円増加し、営業損失、経常損失及び 税引前当期純損失は同額増加しております。

# (貸借対照表関係)

減価償却累計額

1 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

前事業年度 (2024年7月31日)

当事業年度 (2025年7月31日)

27,898千円 51,314千円

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

前事業年度 当事業年度 (2024年7月31日) (2025年7月31日) 短期金銭債権 - 千円 70,165千円 短期金銭債務 17,312

#### 3 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行(前事業年度は4行)と当座貸越契約を締結 しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 7 月31日)	当事業年度 (2025年 7 月31日)
当座貸越極度額	700,000千円	500,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	700,000	500,000
(損益計算書関係) 1 関係会社との取引高		

前事業年度 当事業年度 (自 2023年8月1日 2024年8月1日 (自 至 2024年7月31日) 2025年7月31日) 営業取引による取引高

売上高

- 千円 44,180千円 売上原価 75,861 販売費及び一般管理費 780 営業取引以外の取引による取引高 75.427

> 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度53%、当事業年度53%、一般管理費に属する費用の おおよその割合は前事業年度47%、当事業年度47%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	当事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
 給料及び手当	502,107千円	476,473千円
業務委託料	130,759	156,643
賞与引当金繰入額	34,739	33,743
減価償却費	9,054	25,844
システム経費	136,046	139,588

# 3 補助金収入

前事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

補助金収入は、全国中小企業団体中央会による「令和元年度補正ものづくり・商業・サービス生産性 向上促進補助金」に係る補助金であります。

当事業年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

補助金収入は、独立行政法人中小企業基盤整備機構による「事業再構築補助金」に係る補助金であり ます。

# 4 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都文京区	事業用資産	ソフトウエア

減損損失を認識するに至った経緯

事業用資産について、収益性の低下により、減損損失を認識するものであります。

減損損失の金額 47,485千円

資産のグルーピングの方法

事業用資産においては、事業区分を基準にグルーピングを行っております。

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであることから、回収可能価額をゼロとし、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

# (有価証券関係)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は159,620千円)は、市場価格のない株式等に該当するため、 記載しておりません。

#### (税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年7月31日)	当事業年度 ( 2025年 7 月31日 )
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	90,556千円	188,300千円
減損損失	2,176	20,306
賞与引当金	13,615	15,901
敷金償却	2,789	3,532
株式報酬費用	912	2,838
未払費用	2,193	2,712
未払事業税	1,286	1,023
その他	337	1,348
繰延税金資産小計	113,868	235,964
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	90,556	188,300
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	23,312	47,664
評価性引当額小計	113,868	235,964
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2024年7月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

# 当事業年度(2025年7月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、変更後の法定実効税率を適用したことによる財務諸表に与える影響はありません。

# (企業結合等関係)

### 共通支配下の取引等

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### (重要な後発事象)

#### (譲渡制限付株式報酬制度の改定)

当社は、2025年9月25日付開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の見直しを行い、本制度に関する取締役の報酬改定の議案を2025年10月24日付開催予定の第14期定時株主総会に付議することといたしました。詳細については、連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

# (資金の借入)

当社は、2025年10月15日開催の取締役会において、資金の借入に関して決議し、同日付で借入を実行いたしました。詳細については、連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

# 【附属明細表】

# 【有形固定資産等明細表】

- 1010 C13-23- 0 1000 F12							
資産の種類	当期首残高(千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額(千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	51,950	-	-	51,950	33,967	20,395	17,982
工具、器具及び備品	24,222	-	1	24,222	17,346	3,020	6,875
有形固定資産計	76,173	ı	ı	76,173	51,314	23,416	24,858
無形固定資産							
ソフトウエア	567,887	44,060	128,140 (47,485)	483,807	346,526	66,506	137,281
ソフトウエア仮勘定	13,196	73,869	48,479	38,586	-	-	38,586
無形固定資産計	581,083	117,930	176,619 (47,485)	522,394	346,526	66,506	175,867

- (注)1.「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
  - 2.「当期増加額」及び「当期減少額」のうち、主なものは次のとおりであります。

ソフトウエア	増加額	自社利用ソフトウエアの開発費用	44,060千円
ソフトウエア	減少額	新設分割に伴う子会社への資産の移管	80,654千円
ソフトウエア仮勘定	増加額	自社利用ソフトウエアの開発費用	73,826千円

# 【引当金明細表】

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
賞与引当金	44,460	51,924	44,460	51,924

# (2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

# (3)【その他】

該当事項はありません。

# 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年 1 月31日 毎事業年度末日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。 ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたとき は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://corp.linkers.net/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注)当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、 定款に定めております。
  - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

# 第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

# 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書事業年度(第13期)(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日) 2024年10月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類 2024年10月28日関東財務局長に提出。

# (3) 半期報告書及び確認書

(第14期中)(自 2024年8月1日 至 2025年1月31日) 2025年3月14日関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

2024年8月28日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2(新設分割の決定)に基づく臨時報告書であります。

2024年10月28日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく 臨時報告書であります。

EDINET提出書類 リンカーズ株式会社(E37987) 有価証券報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年10月23日

リンカーズ株式会社

取締役会 御中

# 太陽有限責任監査法人

# 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河島 啓太

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

大塚 弘毅

# <連結財務諸表監查>

# 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられて いるリンカーズ株式会社の2024年8月1日から2025年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借 対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務 諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リン カーズ株式会社及び連結子会社の2025年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及 びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職 業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果 たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要 であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形 成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

# 固定資産の減損

# 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

会社は、当連結会計年度末の連結貸借対照表において、 有形固定資産24,858千円、無形固定資産175,867千円を計 上しており、総資産の14.7%を占めている。

また、注記事項(重要な会計上の見積り)及び(連結損益計算書関係) 4減損損失に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、減損損失を117,195千円計上している。

会社は、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い減損の兆候の有無を検討している。減損の兆候を把握した場合には、取締役会で承認された事業計画を基礎に算定された割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の認識の要否を判定し、減損損失を認識すべきであると判定されたものについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識している。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおり営業人員数の予測である。

固定資産に関する減損損失の計上額、固定資産の残高について金額的な重要性は高く、また、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに利用する事業計画の策定は経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。

# 監査上の対応

当監査法人は、固定資産の減損を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。

#### (1) 内部統制の評価

・ 固定資産の減損損失の兆候の把握、認識の判定及び 測定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性 を評価した。

### (2) 減損判定の妥当性の検討

- ・ 経営者等への質問及び取締役会等の会社の会議体に おける議事録の閲覧を通じて、会社の経営環境を理解 した。
- ・ 割引前将来キャッシュ・フローの見積りの合理性を 評価するために、以下の手続を実施した。
  - 会社の取締役会によって承認された事業計画との 整合性を検討した。
  - 割引前将来キャッシュ・フローの見積期間について、主要な資産の経済的残存使用年数と比較した。
  - 事業計画の基礎となる主要な仮定である営業人員数の予測については、経営者等と協議を行うとともに、過去実績との比較を行い、見積りの合理性について検討した。
- ・ 減損損失の測定金額の正確性を検討するため、上記 の検討を踏まえて、再計算を行った。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

# 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。

有価証券報告書

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取 引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に 関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合 又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

# 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年10月23日

# リンカーズ株式会社

取締役会 御中

# 太陽有限責任監査法人

#### 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 啓太 河島

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 大塚 弘毅

業務執行社員

# <財務諸表監查>

# 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられて いるリンカーズ株式会社の2024年8月1日から2025年7月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照 表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リンカ・ ズ株式会社の2025年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において 適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫 理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると 判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対 応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

# 固定資産の減損

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(固定資産の減損)と実質的に同一内容である ため、記載を省略している。

# その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以 外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任 は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内 容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財 務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要 な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告す ることが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示 することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が 必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評 価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要があ る場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合 又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### <報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。